

伊 議 第 1 2 6 号

令 和 8 年 2 月 1 0 日

殿

伊 勢 原 市 議 会

議 長 大 垣 真 一

令和8年伊勢原市議会3月定例会の招集について（通知）

令和8年伊勢原市議会3月定例会を招集する旨、別紙写しのとおり告示されましたので、同日午前9時30分までに伊勢原市議会議場に参集願います。

併せて、議事日程及び会議資料を別添のとおり送付いたします。

以 上

㊦

伊勢原市告示第8号

令和8年伊勢原市議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月10日

伊勢原市長 萩原鉄也 印

- 1 期 日 令和8年2月17日（火）
- 2 場 所 伊勢原市議会議場

令和8年伊勢原市議会3月定例会議事日程

令和8年2月17日（火）午前9時30分開会

（第1日）

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 会期の決定 |
| 日程第 2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 3 | | 諸報告 |
| 日程第 4 | | 令和8年度施政方針並びに予算編成大綱について |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 令和8年度伊勢原市一般会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 令和8年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 令和8年度伊勢原市用地取得事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 令和8年度伊勢原市介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 令和8年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 7号 | 令和8年度伊勢原市公共下水道事業会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 8号 | 伊勢原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 9号 | 伊勢原市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 10号 | 伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 11号 | 伊勢原市印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 12号 | 伊勢原市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 13号 | 伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 17 議案第 14 号 伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 15 号 伊勢原市児童館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 16 号 伊勢原市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 17 号 令和 7 年度伊勢原市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 21 議案第 18 号 令和 7 年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 19 号 令和 7 年度伊勢原市用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 20 号 令和 7 年度伊勢原市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 21 号 令和 7 年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 25 議案第 22 号 令和 7 年度伊勢原市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 23 号 不動産（建物）の譲与について
- 日程第 27 議案第 24 号 不動産（建物）の譲与について
- 日程第 28 議案第 25 号 市道の廃止について
- 日程第 29 議案第 26 号 市道の認定について
- 日程第 30 議案第 27 号 伊勢原市教育委員会教育長の任命について

伊勢原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
の制定について

伊勢原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のよ
うに制定する。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

提案理由

子ども・子育て支援法第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 6 条第 2 項の
規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため提案
する。

伊勢原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）の例による。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、伊勢原市暴力団排除条例（平成23年伊勢原市条例第12号）第2条第2号の暴力団、同条第3号の暴力団員、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団

員等と密接な関係を有すると認められるものであってはならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等

通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1

項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

い。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援

給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事

業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が

行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やか

に行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第19条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては

認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」

とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢原市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

伊勢原市職員の旅費に関する条例（昭和46年伊勢原市条例第28号）等の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月17日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを踏まえ、本市においても国家公務員の旅費制度に準じた見直しを行うため提案する。

伊勢原市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢原市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢原市職員の旅費に関する条例(昭和46年伊勢原市条例第28号)

の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第2条第3号中「職員については、その住所又は居所」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同条第4号中「採用された」を「新たに採用された」に、「伴なう」を「伴う」に改め、同条第5号中「その職員若しくはその扶養親族又は遺族」を「、その職員又はその遺族」に改め、同条第6号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条に次の1号を加える。

(8) 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

第3条第2項中「1に」を「いずれかに」に、「旅費」を「、旅費」に改め、同項第1号中「(免職を含む)失職」を「、免職、失職」に、「当該職員」を「、当該職員」に改め、同条第5項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本

条において同じ。)が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消を含む。以下同じ。)され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が」を「が、次条第3項の規定により旅行命令の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で」に改め、同条第6項中「交通機関等の事故」を「天災その他規則で定める事情」に、「市長が」を「規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条の見出しを「(旅行命令)」に改め、同条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に、「旅行命令等」を「旅行命令」に改め、同条第2項及び第3項中「旅行命令等」を「旅行命令」に改め、同条第4項本文中「旅行命令等」を「旅行命令」に改め、「又は旅行依頼票(以下「旅行命令票」という。)」を削り、同項ただし書中「旅行命令等」を「旅行命令」に、「すみやかに、旅行命令票等」を「速やかに旅行命令票」に改め、同条第5項中「旅行命令票等」を「旅行命令票」に、「市長が」を「規則で」に改める。

第5条の見出し中「旅行命令等」を「旅行命令」に改め、同条第1項中「旅行命令等」を「旅行命令」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「旅行命令等」を「旅行命令」に、「すみやかに、旅行命令権者に旅行命令等」を「速やかに旅行命令権者に旅行命令」に改め、同条第3項中「旅行命令等」を

「旅行命令」に改める。

第6条を次のように改める。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

第7条を削る。

第8条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第18条までに規定する内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条を第7条とする。

第9条から第11条までを削る。

第12条第1項中「は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者」という。）」を「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）」に、「添付書類」を「添付資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を、「金額の支給」の次に「又は支払」を加え、同条第3項中「支払担当者」を「支払担当者等」に改め、同条第4項中「添付書類」を「添付資料」に改め、「記載事項」の次に「又は記録事項」を加え、「並びに第2項」を「、第2項」に、「前項」を「第3項」に改め、「期間」の次に「、第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3

項の次に次の3項を加える。

- 4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第12条を第8条とし、第8条の次に次の4条を加える。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 旅行命令権者の命令を受けて自家用自動車を利用する移動に係る費用として規則で定める費用
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

「第2章 内国旅行の旅費」を削る。

第13条から第19条までを次のように改める。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情

を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊

費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 市長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（外国旅行の旅費）

第19条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、第6条及び第9条から前条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例により、その都度、市長が定める。

第20条から第22条までを削る。

第23条中「次の各号に規定する旅費」を「退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同条各号を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第23条を第20条とする。

第24条の見出し中「遺族」を「遺族等」に改め、同条第1項中「第3条第2項第2号」の次に「、第3号又は第5号」を加え、「次の各号に規定する旅費」を「出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同項各号を削

り、同条第2項及び第3項を削り、同条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第3章を削る。

「第4章 雑則」を削る。

第34条第1項中「任命権者」を「市長」に、「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、同条第2項中「任命権者は、旅行者が、この条例」を「市長は、旅行者がこの条例」に、「市長と協議して」を「別に」に改め、同条を第23条とする。

第35条中「任命権者」を「市長」に、「第68条」を「第64条」に改め、「又は費用」及び「若しくは費用に相当する金額」を削り、同条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第25条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに

基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第36条を第26条とし、第37条を第27条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(伊勢原市特別職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢原市特別職員の給与に関する条例（昭和49年伊勢原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条中「別表第2に定めるところにより、算定」を「伊勢原市職員の旅費に関する条例（昭和46年伊勢原市条例第28号）の例により算定」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(伊勢原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和49年伊勢原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条中「別表第2により」を「伊勢原市職員の旅費に関する条例（昭和46年伊勢原市条例第28号）の例により」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第4条 証人等の実費弁償に関する条例（昭和34年伊勢原市条例第84号）の

一部を次のように改正する。

第3条第1項中「伊勢原市特別職員の給与に関する条例（昭和49年伊勢原市条例第19号）別表第2に定める」を「伊勢原市職員の旅費に関する条例（昭和46年伊勢原市条例第28号）の例により算定した額の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢原市職員の旅費に関する条例、伊勢原市特別職員の給与に関する条例、伊勢原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（1 / 27）

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則（第1条—第12条）</u></p> <p>第2章 <u>内国旅行の旅費（第13条—第24条）</u></p> <p>第3章 <u>外国旅行の旅費（第25条—第33条）</u></p> <p>第4章 <u>雑則（第34条—第37条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 <u>総則</u></p> <p>第1条 （略） （用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、<u>その住所又は居所</u>）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 赴任 採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において<u>その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行</u>することをいう。</p>	<p>第1条 （略） （用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、<u>その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u>）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、<u>その職員又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行</u>することをいう。</p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（2 / 27）

現 行	改 正 案
<p>(6) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(旅費の支給) 第3条 (略) 2 職員又はその遺族が、次の各号の<u>1</u>に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し<u>旅費</u>を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職（<u>免職を含む</u>）失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）</p>	<p>(6) <u>家族</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にするものをいう。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>旅行役務提供者</u> <u>旅行者</u>（<u>旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。</u>）その他の規則で定める者（以下この号において「<u>旅行者等</u>」という。）であって、市と旅行役務提供契約（<u>旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。</u>次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。</p> <p>(旅費の支給) 第3条 (略) 2 職員又はその遺族が、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、<u>旅費</u>を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、<u>免職、失職又は休職</u>（以下「<u>退職等</u>」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、</p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（3 / 27）

現 行	改 正 案
<p>には<u>当該職員</u> (2)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者<u>（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）</u>が、その出発前に<u>旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）</u>を変更（取消を含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において、<u>当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>交通機関等の事故</u>により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で<u>市長が定める金額を旅費として支給することができる。</u></p>	<p><u>当該職員</u> (2)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）</u>を受け、又は死亡した場合<u>その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中<u>天災その他規則で定める事情</u>により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で<u>規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p>7 <u>第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（４／２７）

現 行	改 正 案
<p>(旅行命令等)</p> <p>第４条 旅行は、<u>任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）</u>の発する<u>旅行命令等</u>によって行わなければならない。</p> <p>２ 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、<u>旅行命令等</u>を発することができる。</p> <p>３ 旅行命令権者は、既に発した<u>旅行命令等</u>を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第１項若しくは第２項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</p> <p>４ 旅行命令権者は、<u>旅行命令等</u>を発し、又はこれを変更するには、<u>旅行命令票又は旅行依頼票（以下「旅行命令票」という。）</u>に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により<u>旅行命令等</u>を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ<u>すみやかに</u>、<u>旅行命令票等</u>に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者</p>	<p><u>に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>(旅行命令)</p> <p>第４条 旅行は、<u>旅行命令権者の発する旅行命令</u>によって行わなければならない。</p> <p>２ 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、<u>旅行命令</u>を発することができる。</p> <p>３ 旅行命令権者は、既に発した<u>旅行命令</u>を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第１項若しくは第２項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</p> <p>４ 旅行命令権者は、<u>旅行命令</u>を発し、又はこれを変更するには、<u>旅行命令票</u>に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により<u>旅行命令</u>を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ<u>速やかに</u>に<u>旅行命令票</u>に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（5 / 27）

現 行	改 正 案
<p>に提示しなければならない。</p> <p>5 <u>旅行命令票等の記載事項及び様式は、市長が定める。</u> <u>（旅行命令等に従わない旅行）</u> 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により<u>旅行命令等</u>（前条第3項の規定により変更された<u>旅行命令等</u>を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ<u>旅行命令権者</u>に<u>旅行命令等</u>の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による<u>旅行命令等</u>の変更の申請をするいとまがない場合には、<u>旅行命令等</u>に従わないで旅行した後、できるだけ<u>すみやかに</u>、<u>旅行命令権者</u>に<u>旅行命令等</u>の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 旅行者が、前2項の規定による<u>旅行命令等</u>の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、<u>旅行命令等</u>に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、<u>旅行命令等</u>に従った限度の旅行に対する旅費のみ支給を受けることができる。</p> <p><u>（普通旅費の種類）</u> 第6条 <u>普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食事料とする。</u></p> <p>2 <u>鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>3 <u>船賃は、水路旅行について、</u></p>	<p>5 <u>旅行命令票</u>の記載事項及び様式は、<u>規則</u>で定める。 <u>（旅行命令に従わない旅行）</u> 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により<u>旅行命令</u>（前条第3項の規定により変更された<u>旅行命令</u>を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ<u>旅行命令権者</u>に<u>旅行命令</u>の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による<u>旅行命令</u>の変更の申請をするいとまがない場合には、<u>旅行命令</u>に従わないで旅行した後、できるだけ<u>速やかに</u>に<u>旅行命令権者</u>に<u>旅行命令</u>の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 旅行者が、前2項の規定による<u>旅行命令</u>の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、<u>旅行命令</u>に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、<u>旅行命令</u>に従った限度の旅行に対する旅費のみ支給を受けることができる。</p> <p><u>（旅費の種目）</u> 第6条 <u>旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（6 / 27）

現 行	改 正 案
<p><u>路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p> <p>5 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費額により支給する。</u></p> <p>6 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。</u></p> <p>7 <u>食事料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。ただし、第18条第3項の規定に該当するときは、水路旅行及び航空旅行以外の旅行についても支給することができる。</u> <u>（特殊旅費の種類）</u></p> <p>第7条 <u>特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、死亡手当、旅行雑費及び外国旅行手当とする。</u></p> <p>2 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。</u></p> <p>3 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u></p> <p>4 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</u></p> <p>5 <u>支度料は、外国への出張について、定額により支給する。</u></p> <p>6 <u>旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</u></p>	

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（7 / 27）

現 行	改 正 案
<p><u>7 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において、定額により支給する。</u></p> <p><u>8 外国旅行手当は、外国旅行のうち第33条に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給することができる。</u></p> <p>（旅費の計算）</p> <p><u>第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p> <p><u>第9条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p>	<p>（旅費の計算）</p> <p><u>第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第18条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（8 / 27）

現 行	改 正 案
<p><u>3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u></p> <p><u>第10条 1日の旅行において、宿泊料（扶養親族移転料のうちこれに相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。</u></p> <p><u>第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u></p> <p>（旅費の請求手続）</p> <p><u>第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の</u></p>	<p>（旅費の請求手続）</p> <p><u>第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（9 / 27）

現 行	改 正 案
<p>必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>支払担当者</u>は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</p>	<p><u>ものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>支払担当者等</u>は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>4 <u>支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</u></p> <p>5 <u>第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（10／27）

現 行	改 正 案
<p>4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、市長が定める。</p>	<p>組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。</p> <p>6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</p> <p>7 第1項に規定する請求書及び必要な添付資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間、第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、市長が定める。</p> <p>（鉄道賃）</p> <p>第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃 (2) 急行料金 (3) 寝台料金</p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（11 / 27）

現 行	改 正 案
	<p>(4) <u>座席指定料金</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額</u>の上限は、<u>運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>寝台料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額</u>の上限は、<u>運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p><u>第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（12/27）

現 行	改 正 案
	<p>じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃 (2) 座席指定料金 (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。 （その他の交通費）</p> <p>第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃 (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車</p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（13 / 27）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>第 2 章 内国旅行の旅費</u> <u>(鉄道賃)</u></p> <p><u>第 1 3 条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）</u>、<u>急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</u></p> <p>(1) <u>その乗車に要する運賃</u> (2) <u>急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u> (3) <u>特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第 1 号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u> (4) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第 1 号に規定する運賃、第 2 号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指</u></p>	<p><u>を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第 8 0 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p>(4) <u>旅行命令権者の命令を受けて自家用自動車を利用する移動に係る費用として規則で定める費用</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(宿泊費)</u></p> <p><u>第 1 3 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（14／27）

現 行	改 正 案
<p><u>定料金</u></p> <p>2 <u>前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の1に該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p>3 <u>第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p>第14条 <u>船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）</u>、<u>寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p>(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(5) <u>第3号の規定に該当する船舶で、特別船室料金を徴する</u></p>	<p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p>第14条 <u>包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（15 / 27）

現 行	改 正 案
<p><u>ものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u></p> <p>(6) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>(7) <u>第1号に規定する船舶による旅行において上級の船室を特に必要とする場合には、第1号の規定にかかわらず、上級の運賃</u></p> <p>2 <u>前項第1号、第2号又は第7号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p><u>第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p><u>(車賃)</u></p> <p><u>第16条 車賃の額は、実費額による。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、職員が旅行命令権者の命令を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の車賃の額は、別に規則で定める。</u></p>	<p><u>(宿泊手当)</u></p> <p><u>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。</u></p> <p><u>(転居費)</u></p> <p><u>第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（16 / 27）

現 行	改 正 案
<p><u>（宿泊料）</u> <u>第17条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。</u> <u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u> <u>（食事料）</u> <u>第18条 食事料の額は、別表第1の定額による。</u> <u>2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、宿泊料の実費が別表第1の宿泊料定額に満たない場合において、別に食費を要するときは、当該宿泊料の実費中に当該食費が含まれていない場合に限り、別表第1の宿泊料定額と当該宿泊料の実費との差額の範囲内で食事を支給することができる。</u> <u>（移転料）</u></p>	<p><u>（着後滞在費）</u> <u>第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</u> <u>（家族移転費）</u> <u>第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u> <u>(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</u> <u>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</u> <u>2 市長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u> <u>（外国旅行の旅費）</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（17 / 27）

現 行	改 正 案
<p><u>第19条 移転料の額は、次に掲げる額による。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額</u></p> <p><u>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</u></p> <p><u>2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</u></p> <p><u>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p><u>（着後手当）</u></p> <p><u>第20条 着後手当の額は、別表第1の宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</u></p> <p><u>（扶養親族移転料）</u></p> <p><u>第21条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。</u></p>	<p><u>第19条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、第6条及び第9条から前条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例により、その都度、市長が定める。</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（18／27）

現 行	改 正 案
<p>(1) <u>赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</u></p> <p><u>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに宿泊料、食事料及び着後手当の3分の2に相当する額</u></p> <p><u>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料、食事料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を2人以上随伴するときは、1人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u></p> <p>(2) <u>前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するま</u></p>	

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（19 / 27）

現 行	改 正 案
<p><u>での間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</u></p> <p><u>(3) 第1号アからウまでの規定により宿泊料、食事料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(管内旅行の旅費)</u></p> <p><u>第22条 本市地域内における旅行について次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</u></p> <p><u>(1) 交通機関を利用する必要がある場合は、これに要する鉄道賃及び車賃の実費</u></p> <p><u>(2) 職員が旅行命令権者の命令を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合においては、別に規則で定める車賃の額</u></p> <p><u>(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合は、別表第1の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料</u></p> <p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次</u></p>	<p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（20/27）

現 行	改 正 案
<p>の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) <u>職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</u></p> <p>ア <u>退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの旅費</u></p> <p>イ <u>退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの旅費</u></p> <p>(2) <u>職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</u></p> <p>（遺族の旅費） <u>第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次</u></p>	<p><u>職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p>（遺族等の旅費） <u>第21条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（21 / 27）

現 行	改 正 案
<p><u>の各号に規定する旅費とする。</u></p> <p><u>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費</u></p> <p><u>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費</u></p> <p><u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第6号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p><u>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第21条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p><u>第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（22/27）

現 行	改 正 案
<p>第3章 外国旅行の旅費 <u>（本邦通過の場合の旅費）</u></p> <p>第25条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの食事料又は本邦に到着した日までの食事料については、本章に規定するところによる。 <u>（鉄道賃）</u></p> <p>第26条 鉄道賃の順は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃</p> <p>(3) 運賃の等級を設けない線路</p>	<p><u>着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）</u>、<u>家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（23 / 27）

現 行	改 正 案
<p>による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</p> <p>(4) <u>公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃</u></p> <p>(5) <u>公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金</u> (船賃)</p> <p><u>第27条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p><u>ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃</u></p> <p><u>イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</u></p> <p><u>ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p>	

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（24 / 27）

現 行	改 正 案
<p>(3) <u>公務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃</u></p> <p>(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金（航空賃及び車賃）</u></p> <p><u>第28条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位又はそれ以下の級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃</u></p> <p><u>2 車賃の額は、実費額による。（宿泊料及び食事料）</u></p> <p><u>第29条 宿泊料の額は、別表第2の定額による。</u></p> <p><u>2 第26条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。</u></p> <p><u>3 食事料の額は、別表第2の定額による。</u></p>	

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（25 / 27）

現 行	改 正 案
<p><u>4 第17条第2項及び第18条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食事料について準用する。</u> <u>（支度料）</u></p> <p><u>第30条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第2の定額による。</u></p> <p><u>2 外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。</u> <u>（旅行雑費）</u></p> <p><u>第31条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、空港施設使用料並びに入出国税の実費額による。</u> <u>（死亡手当）</u></p> <p><u>第32条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には別表第2の定額による。</u></p> <p><u>2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により、支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。</u></p> <p><u>3 第24条第2項の規定は、第</u></p>	

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（26 / 27）

現 行	改 正 案
<p><u>3条第2項第5号に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。</u> <u>(外国旅行手当)</u> <u>第33条 第7条第8項に規定する外国旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、旅行命令権者が、そのつど市長と協議して定める。</u> <u>第4章 雑則</u> <u>(旅費の調整)</u> <u>第34条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u> <u>2 任命権者は、旅行者が、この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。</u> <u>(旅費の特例)</u> <u>第35条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第68条の規定に該当する事由がある場合において、こ</u></p>	<p><u>(旅費の調整)</u> <u>第23条 市長は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u> <u>2 市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。</u> <u>(旅費の特例)</u> <u>第24条 市長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条</u></p>

伊勢原市職員の旅費に関する条例新旧対照表（27 / 27）

現 行	改 正 案
<p>の条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第68条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p>第36条（略） 第37条（略） 別表第1（第16条—第20条関係） （略） 別表第2（第29条、第30条、第32条、第33条関係） （略）</p>	<p>例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p>（旅費の返納） <u>第25条</u> 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</p> <p>2 <u>旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u></p> <p>第26条（略） 第27条（略）</p>

伊勢原市特別職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 (略) (給与)</p> <p>第2条 前条各号に掲げる常勤の特別職(以下「市長等」という。)の給料月額は、<u>別表第1</u>に掲げる額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略) (旅費)</p> <p>第4条 市長等が、職務を行うため旅行したときは、旅費として<u>別表第2に定めるところにより、算定した額を支給する。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>別表第1 (第2条関係)</u> [(略)]</p> <p><u>別表第2 (第4条関係)</u> [(略)]</p>	<p>第1条 (略) (給与)</p> <p>第2条 前条各号に掲げる常勤の特別職(以下「市長等」という。)の給料月額は、<u>別表</u>に掲げる額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条 (略) (旅費)</p> <p>第4条 市長等が、職務を行うため旅行したときは、旅費として<u>伊勢原市職員の旅費に関する条例(昭和46年伊勢原市条例第28号)の例により算定した額</u>を支給する。</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>別表 (第2条関係)</u> [(略)]</p>

伊勢原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 (略) (議員報酬の額)</p> <p>第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>第3条 (略) (費用弁償)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員が職務を行うため旅行したときは、費用弁償として<u>別表第2</u>により算定した額の旅費を支給する。</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p><u>別表第1</u> (第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 15px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div> <p><u>別表第2</u> (第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 15px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div>	<p>第1条 (略) (議員報酬の額)</p> <p>第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>第3条 (略) (費用弁償)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員が職務を行うため旅行したときは、費用弁償として<u>伊勢原市職員の旅費に関する条例(昭和46年伊勢原市条例第28号)</u>の例により算定した額の旅費を支給する。</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p><u>別表</u> (第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 15px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div>

証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条・第2条 (略) (実費弁償の額及び支給方法) 第3条 前条に定める者に実費弁償として、<u>伊勢原市特別職員の給与に関する条例(昭和49年伊勢原市条例第19号)別表第2に定める旅費を支給する。</u> 2 (略) 第4条・第5条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (実費弁償の額及び支給方法) 第3条 前条に定める者に実費弁償として、<u>伊勢原市職員の旅費に関する条例(昭和46年伊勢原市条例第28号)の例により算定した額の旅費を支給する。</u> 2 (略) 第4条・第5条 (略)</p>

伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊勢原市条例第9号）の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月17日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

提案理由

本市の一般職の職員の給料表が改定されたことを踏まえ、本市の会計年度任用職員の給料表を改定するため提案する。

伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊勢原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）
 会計年度任用職員給料表（1）

号 給	給料月額	円
1	178,900	
2	180,100	
3	181,300	
4	182,500	
5	183,700	
6	184,900	
7	186,100	
8	187,300	
9	188,500	
10	189,700	
11	190,900	
12	192,100	
13	193,300	
14	194,500	
15	195,700	
16	196,900	
17	198,500	
18	200,300	
19	202,000	
20	203,600	
21	205,200	
22	206,700	
23	208,400	
24	210,000	
25	211,600	
26	213,100	
27	214,800	
28	216,500	
29	218,200	
30	219,400	
31	221,000	
32	222,600	
33	224,100	
34	225,600	
35	227,200	
36	228,800	
37	230,400	
38	232,000	
39	233,700	
40	235,000	
41	236,300	
42	237,600	
43	238,700	
44	242,000	
45	243,300	
46	244,700	
47	246,100	
48	247,500	
49	248,900	
50	250,300	

51	251,700
52	253,100
53	254,300
54	255,600
55	256,900
56	258,100
57	259,300
58	260,500
59	261,700
60	262,800
61	263,900
62	265,000
63	266,100
64	267,000
65	268,000
66	269,000
67	270,000
68	271,000
69	271,900
70	283,200
71	284,200
72	285,200
73	286,200
74	287,200
75	288,200
76	289,500
77	290,800
78	292,000
79	293,200
80	294,500
81	295,700
82	296,900
83	297,900
84	299,100
85	300,300
86	301,600
87	302,900
88	303,900
89	304,900
90	305,900
91	307,000
92	308,200
93	309,300
94	310,500
95	311,600
96	312,900
97	314,200
98	315,500
99	316,700
100	318,000
101	319,300
102	320,600
103	321,900
104	323,100
105	324,400

106	325,500
107	326,400
108	327,700
109	329,000
110	330,300
111	331,400
112	332,700
113	333,900
114	335,100
115	336,400
116	337,400
117	338,500
118	339,600
119	340,300
120	341,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第4条関係）
 会計年度任用職員給料表（2）

号 給	給料月額	円
1	152,500	
2	153,700	
3	154,900	
4	156,100	
5	157,300	
6	158,500	
7	159,700	
8	160,900	
9	162,100	
10	163,300	
11	164,500	
12	165,700	
13	166,900	
14	168,100	
15	169,300	
16	170,500	
17	171,700	
18	172,900	
19	174,100	
20	175,300	
21	176,500	
22	177,700	
23	178,900	
24	180,100	
25	181,300	
26	182,500	
27	183,700	
28	184,900	
29	186,100	
30	187,300	
31	188,500	
32	189,700	
33	190,900	
34	192,100	
35	193,300	
36	194,500	
37	195,700	
38	196,900	
39	198,200	
40	229,800	
41	230,900	
42	232,000	
43	233,000	
44	233,800	
45	234,700	
46	235,500	
47	236,400	
48	237,200	
49	238,000	
50	238,800	

51	239,600
52	240,100
53	240,600
54	241,100
55	241,700
56	242,200
57	242,700
58	243,200
59	243,700
60	244,000
61	244,300
62	244,700
63	245,100
64	245,500
65	245,900
66	246,300
67	246,600
68	246,900
69	247,200
70	247,500
71	247,700
72	248,000
73	248,300
74	248,600
75	248,800
76	249,100
77	249,400
78	249,600
79	249,800
80	250,100
81	250,400
82	250,600
83	250,800
84	251,100
85	251,400
86	251,600
87	251,800
88	252,100
89	252,400
90	252,600
91	252,800
92	253,100
93	253,400
94	253,600
95	253,800
96	254,100
97	254,400
98	254,600
99	254,800
100	255,100
101	255,300
102	255,600
103	255,800
104	256,000
105	256,300

106	256,600
107	256,800
108	257,100
109	257,400
110	257,600
111	257,800
112	258,100
113	258,400
114	258,600
115	258,800
116	259,100
117	259,400
118	259,600
119	259,800
120	260,100
121	260,400
122	260,600
123	260,800
124	261,300
125	261,800
126	262,100
127	262,400
128	262,800
129	263,200
130	263,500
131	263,900
132	264,300
133	264,600
134	264,900
135	265,300
136	265,600
137	265,900
138	266,300
139	266,600
140	266,900
141	267,200
142	267,500
143	267,800

備考 この表は、技能職員、労務職員及び給食調理員に適用する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <div data-bbox="231 528 684 573" style="border: 1px solid black; text-align: center;">(略)</div> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <div data-bbox="231 618 684 663" style="border: 1px solid black; text-align: center;">(略)</div>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <div data-bbox="834 528 1287 573" style="border: 1px solid black; text-align: center;">改正規定のとおり</div> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <div data-bbox="834 618 1287 663" style="border: 1px solid black; text-align: center;">改正規定のとおり</div>

伊勢原市印鑑条例の一部を改正する条例について

伊勢原市印鑑条例（昭和 52 年伊勢原市条例第 28 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

提案理由

令和 7 年 12 月 31 日をもって、全ての住民基本台帳カードの有効期間が満了したことに伴い、本条例中の住民基本台帳カードに係る規定を削除するため提案する。

伊勢原市印鑑条例の一部を改正する条例

伊勢原市印鑑条例（昭和52年伊勢原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「、住民基本台帳カード（本人の写真が貼られたものに限る。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢原市印鑑条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 住民の印鑑</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(登録申請の確認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の確認は、登録申請の事実について、郵送により登録申請者に文書で照会し、その回答書を持参させることによって行うものとする。ただし、次の各号のいずれかの提示又は提出があったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 官公署が発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であって本人の写真が貼られ、発行機関名の記載及びその押印があるもの、<u>住民基本台帳カード</u>(本人の写真が貼られたものに限る。)又は個人番号カード。ただし、登録申請者が自ら申請する場合に限る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条～第20条 (略)</p> <p>第3章・第4章 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 住民の印鑑</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(登録申請の確認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の確認は、登録申請の事実について、郵送により登録申請者に文書で照会し、その回答書を持参させることによって行うものとする。ただし、次の各号のいずれかの提示又は提出があったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 官公署が発行した免許証、許可証若しくは身分証明書であって本人の写真が貼られ、発行機関名の記載及びその押印があるもの又は個人番号カード。ただし、登録申請者が自ら申請する場合に限る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条～第20条 (略)</p> <p>第3章・第4章 (略)</p>

伊勢原市介護保険条例の一部を改正する条例について

伊勢原市介護保険条例（平成 12 年伊勢原市条例第 10 号）の一部を別紙のよ
うに改正する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和 8 年度の介護保険料の算定に関する特例措置を講ずるため提案する。

伊勢原市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢原市介護保険条例（平成12年伊勢原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第8条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項

に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除し

て得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して

得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第9条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000

円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除し

て得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（1 / 9）

現 行	改 正 案
<p>目次（略） 第1章～第7章（略） 附 則 第1条～第7条（略）</p>	<p>目次（略） 第1章～第7章（略） 附 則 第1条～第7条（略） <u>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u> 第8条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額</p>

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（2 / 9）

現 行	改 正 案
	<p>（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とする。</p> <p>2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給</p>

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（3 / 9）

現 行	改 正 案
	<p>与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別</p>

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（４／９）

現 行	改 正 案
	<p>措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。</p> <p>3 第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が１,６１９,０００円以上１,９００,０００円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第６条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア、第１３号ア及び第１４号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合</p>

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（5 / 9）

現 行	改 正 案
	<p>計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。</p> <p>（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）</p> <p>第9条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第</p>

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（6 / 9）

現 行	改 正 案
	<p><u>2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p>(1) <u>令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）</u></p> <p>(2) <u>地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円</u></p>

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（7 / 9）

現 行	改 正 案
	<p>以上1,619,000円未 満であり、かつ、1,350,000 円から同年の合計所得金額 を控除して得た額が100,000 円以下である場合</p> <p>ウ 令和7年中の給与等の収 入金額が1,619,000 円以上1,900,000円 未満であり、かつ、 1,350,000円から同 年の合計所得金額を控除し て得た額が、650,000 円から、同年中の給与等の 収入金額から当該給与等の 収入金額を所得税法等の一 部を改正する法律（令和7 年法律第13号）第1条の 規定による改正前の所得税 法別表第5（以下「別表第 5」という。）の給与等の 金額として、別表第5によ り当該金額に応じて求めた 別表第5の給与所得控除後 の給与等の金額を控除して 得た額を控除して得た額以 下である場合</p> <p>(3) 地方税法第295条第1項 各号に掲げる者に該当せず、 かつ、令和8年度分の同法の 規定による市町村民税が課さ れていない者であって、次の アからウまでに掲げる場合の いずれかに該当するもの</p> <p>ア 令和7年中の給与等の収 入金額が551,000円 以上651,000円未満で あり、かつ、地方税法第 295条第3項に規定する</p>

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（8 / 9）

現 行	改 正 案
	<p>政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</p> <p>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</p> <p>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</p> <p>2 第1号被保険者の令和8年度</p>

伊勢原市介護保険条例新旧対照表（9 / 9）

現 行	改 正 案
	<p><u>における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p>

伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

伊勢原市国民健康保険税条例（昭和 3 0 年伊勢原市条例第 4 8 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）の施行に伴い、国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるため、子ども・子育て支援納付金課税額の賦課及び減額について所要の改正が必要となるほか、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、国民健康保険税の基礎課税額等の税率等を改める必要があるので提案する。

伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢原市国民健康保険税条例（昭和30年伊勢原市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該合算額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合においては、課税額はその額とする。

第3条第1項中「100分の6.37」を「100分の7.02」に改める。

第5条中「25,900円」を「27,800円」に改める。

第5条の2第1号中「18,200円」を「18,600円」に改め、同条第2号中「9,100円」を「9,300円」に改め、同条第3号中「13,650円」を「13,950円」に改める。

第5条の3中「100分の2.33」を「100分の2.46」に改める。

第5条の5中「9,600円」を「9,800円」に改める。

第5条の6第1号中「6,600円」を「6,300円」に改め、同条第2号中「3,300円」を「3,150円」に改め、同条第3号中「4,950円」を「4,725円」に改める。

第6条中「100分の2.12」を「100分の2.38」に改める。

第7条の2中「9,800円」を「10,200円」に改める。

第7条の3の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第7条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.31を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,900円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第21条第1項中「その額)並びに」を「その額)、」に改め、「第703条の4第27項に規定する額を超える場合においては、その額)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から第1号、第2号又は第3号のキ及びクに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合においては、その額)」を加え、同項第1号ア中「18,130円」を「19,460円」に改め、同号イ(ア)中「12,740

円」を「13,020円」に改め、同号イ(イ)中「6,370円」を「6,510円」に改め、同号イ(ウ)中「9,555円」を「9,765円」に改め、同号ウ中「6,720円」を「6,860円」に改め、同号エ(ア)中「4,620円」を「4,410円」に改め、同号エ(イ)中「2,310円」を「2,205円」に改め、同号エ(ウ)中「3,465円」を「3,308円」に改め、同号オ中「6,860円」を「7,140円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,330円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

第21条第1項第2号ア中「12,950円」を「13,900円」に改め、同号イ(ア)中「9,100円」を「9,300円」に改め、同号イ(イ)中「4,550円」を「4,650円」に改め、同号イ(ウ)中「6,825円」を「6,975円」に改め、同号ウ中「4,800円」を「4,900円」に改め、同号エ(ア)中「3,300円」を「3,150円」に改め、同号エ(イ)中「1,650円」を「1,575円」に改め、同号エ(ウ)中「2,475円」を「2,363円」に改め、同号オ中「4,900円」を「5,100円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 950円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯

主を除く。) 1人について 50円

第21条第1項第3号ア中「5,180円」を「5,560円」に改め、同号イ(7)中「3,640円」を「3,720円」に改め、同号イ(イ)中「1,820円」を「1,860円」に改め、同号イ(ウ)中「2,730円」を「2,790円」に改め、同号ウ中「1,920円」を「1,960円」に改め、同号エ(7)中「1,320円」を「1,260円」に改め、同号エ(イ)中「660円」を「630円」に改め、同号エ(ウ)中「990円」を「945円」に改め、同号オ中「1,960円」を「2,040円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 380円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 20円

第21条第2項第1号ア中「3,885円」を「4,170円」に改め、同号イ中「6,475円」を「6,950円」に改め、同号ウ中「10,360円」を「11,120円」に改め、同号エ中「12,950円」を「13,900円」に改め、同項第2号ア中「1,440円」を「1,470円」に改め、同号イ中「2,400円」を「2,450円」に改め、同号ウ中「3,840円」を「3,920円」に改め、同号エ中「4,800円」を「4,900円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 285円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 475円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 950円

第21条第3項中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「その減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課

税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第6条及び」を「第6条、第7条の4及び」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢原市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（1 / 26）

現 行	改 正 案
<p>第1条（略） （課税額）</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>	<p>第1条（略） （課税額）</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（2 / 26）

現 行	改 正 案
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、課税額はその額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する<u>国民健康保険の被保険者</u>につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、課税額はその額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した</u></p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（3 / 26）

現 行	改 正 案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日に属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.37</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,900円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。</p>	<p><u>額とする。ただし、当該合算額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合においては、課税額はその額とする。</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日に属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.02</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（4 / 26）

現 行	改 正 案
<p>）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第5条の6及び第21条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第5条の6及び第21条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>18,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,100円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>13,650円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.33</u>を乗じて算定する。</p> <p>第5条の4 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条の5 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,600円</u>とする。</p>	<p>）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第5条の6及び第21条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第5条の6及び第21条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>18,600円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,300円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>13,950円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.46</u>を乗じて算定する。</p> <p>第5条の4 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条の5 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,800円</u>とする。</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（5 / 26）

現 行	改 正 案
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の6 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6, 600円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3, 300円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4, 950円</u></p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p> <p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.12</u>を乗じて算定する。</p> <p>第7条（略）</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9, 800円</u>とする。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第7条の3（略）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第5条の6 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6, 300円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3, 150円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4, 725円</u></p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p> <p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.38</u>を乗じて算定する。</p> <p>第7条（略）</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10, 200円</u>とする。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第7条の3（略）</p> <p><u>（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）</u></p> <p>第7条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の0.31</u>を乗じて算定する。</p> <p><u>（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課</u></p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（6 / 26）

現 行	改 正 案
<p>第8条～第20条（略） （国民健康保険税の減額） 第21条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から第1号、第2号又は第3号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合においては、その額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第1号、第2号又は第3号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、その額）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から第1号、第2号又は第3号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合においては、その額）の合算額とする。</p>	<p><u>税額の被保険者均等割額）</u> <u>第7条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,900円とする。</u> <u>（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）</u> <u>第7条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。</u> 第8条～第20条（略） （国民健康保険税の減額） 第21条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から第1号、第2号又は第3号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合においては、その額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第1号、第2号又は第3号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、その額）、同条第4項本文の介護納付金課税額から第1号、第2号又は第3号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合においては、その額）<u>並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から第</u></p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（7 / 26）

現 行	改 正 案
<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者</p>	<p><u>1号、第2号又は第3号のキ及びクに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合においては、その額）の合算額とする。</u></p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（８／２６）

現 行	改 正 案
<p>にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>18,130円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,740円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,370円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,555円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,720円</u></p>	<p>にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>19,460円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,020円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,510円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,765円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,860円</u></p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（9 / 26）

現 行	改 正 案
<p>円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額格次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4, 620円</u></p> <p>イ) 特定世帯 <u>2, 310円</u></p> <p>ウ) 特定継続世帯 <u>3, 465円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6, 860円</u></p> <p>カ （略）</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1, 330円</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に</p>	<p>円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4, 410円</u></p> <p>イ) 特定世帯 <u>2, 205円</u></p> <p>ウ) 特定継続世帯 <u>3, 308円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7, 140円</u></p> <p>カ （略）</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1, 330円</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（10／26）

現 行	改 正 案
<p>規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>12,950円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,550円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>6,825円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p>	<p>規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>13,900円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,300円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,650円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>6,975円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（11／26）

現 行	改 正 案
<p>1人について <u>4,800</u>円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,300</u>円</p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,650</u>円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,475</u>円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,900</u>円</p> <p>カ （略）</p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 950</u>円</p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50</u>円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第</p>	<p>1人について <u>4,900</u>円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,150</u>円</p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,575</u>円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,363</u>円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,100</u>円</p> <p>カ （略）</p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 950</u>円</p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50</u>円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（12／26）

現 行	改 正 案
<p>314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,180円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,640円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,820円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,730円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項</p>	<p>314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,560円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,720円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,860円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,790円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（13／26）

現 行	改 正 案
<p>に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,920</u> 円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,320円</u></p> <p>イ) 特定世帯 <u>660円</u></p> <p>ウ) 特定継続世帯 <u>990円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,960円</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>380円</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前</p>	<p>に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,960</u> 円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,260円</u></p> <p>イ) 特定世帯 <u>630円</u></p> <p>ウ) 特定継続世帯 <u>945円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,040円</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>380円</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（14／26）

現 行	改 正 案
<p>である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 885円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 475円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10, 360円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12, 950円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する</p>	<p>である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 170円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 950円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11, 120円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13, 900円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（15／26）

現 行	改 正 案
<p>金額を減額した世帯 <u>1, 440円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 400円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 840円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 800円</u></p>	<p>金額を減額した世帯 <u>1, 470円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 450円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 920円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 900円</u></p>
<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等</p>	<p>(3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>ア <u>前項第1号キに規定する金額を減額した世帯</u> <u>285円</u></p> <p>イ <u>前項第2号キに規定する金額を減額した世帯</u> <u>475円</u></p> <p>ウ <u>前項第3号キに規定する金額を減額した世帯</u> <u>760円</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> <u>950円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、<u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつて</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（16 / 26）

現 行	改 正 案
<p>割額) は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>は、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額) は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(9) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（17 / 26）

現 行	改 正 案
<p>第21条の2～第26条（略） 附 則 1・2（略） （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第21</p>	<p><u>規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> 4 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u> 第21条の2～第26条（略） 附 則 1・2（略） （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、第7条の</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（18／26）

現 行	改 正 案
<p>条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第</p>	<p><u>4</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条、第7条の4及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（19 / 26）

現 行	改 正 案
<p>35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定</p>	<p>第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条、第7条の4及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（20/26）

現 行	改 正 案
<p>する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、</p>	<p>第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条、第7条の4及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（21 / 26）

現 行	改 正 案
<p>第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく</p>	<p>の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条、第7条の4及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（22／26）

現 行	改 正 案
<p>は特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有</p>	<p>は特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条、第7条の4及び第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（23 / 26）

現 行	改 正 案
<p>する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条及び第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配</p>	<p>する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条、第7条の4及び第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（24／26）

現 行	改 正 案
<p>当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</u></p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律</p>	<p>当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条、第7条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</u></p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（25 / 26）

現 行	改 正 案
<p>第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条及び第21条の規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条、第7条の4及び第21条の規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>

伊勢原市国民健康保険税条例新旧対照表（26 / 26）

現 行	改 正 案
<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、<u>第6条、第7条の4</u>及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢原市条例第16号）及び伊勢原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢原市条例第26号）の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月17日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

提案理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業における地域限定保育士制度の一般制度化に係る規定を整理するほか、家庭的保育事業等における利用乳幼児の健康診断の取扱いについて、所要の改正を行うため提案する。

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び伊勢原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

(伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（
平成26年伊勢原市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」と
いう。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健
康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規
定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診
断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」
を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」
を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康
診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を
加える。

児童相談所等における乳児又は幼 児（以下「乳幼児」という。）の 利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健 康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「保育士（）」の次に「法第18条の29に規定する地域限
定保育士（以下「地域限定保育士」という。）及び児童福祉法等の一部を改正
する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその
効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を、「国

家戦略特別区域限定保育士」の次に「（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）」を加える。

附則第9項中「受けた者」の次に「、地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士」を加える。

（伊勢原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 伊勢原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士（）」の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表（1／3）

現 行	改 正 案				
<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則（略）</p> <p>第1条～第16条（略） （利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則（略）</p> <p>第1条～第16条（略） （利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="842 1447 1321 1951"> <tr> <td data-bbox="842 1447 1082 1738"><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></td> <td data-bbox="1082 1447 1321 1738">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 1738 1082 1951"><u>乳幼児に対する健康診査</u></td> <td data-bbox="1082 1738 1321 1951">利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表（2 / 3）

現 行	改 正 案
<p>3・4 （略） 第18条～第21条 （略） 第2章 家庭的保育事業 第22条 （略） （職員） 第23条 （略） 2 家庭的保育者（法第6条の3 第9項第1号に規定する家庭的 保育者をいう。以下同じ。） は、市長が行う研修（市長が指 定する都道府県知事その他の機 関が行う研修を含む。）を修了 した保育士（国家戦略特別区域 法（平成25年法律第107号） 第12条の5第2項に規定する 国家戦略特別区域限定保育士を 含む。以下同じ。）又は保育士 と同等以上の知識及び経験を有 すると市長が認める者であって、 次の各号のいずれにも該当する 者とする。</p> <p>(1)・(2) （略） 3・4 （略） 第24条～第26条 （略） 第3章～第6章 （略） 附 則 1～8 （略）</p>	<p>3・4 （略） 第18条～第21条 （略） 第2章 家庭的保育事業 第22条 （略） （職員） 第23条 （略） 2 家庭的保育者（法第6条の3 第9項第1号に規定する家庭的 保育者をいう。以下同じ。） は、市長が行う研修（市長が指 定する都道府県知事その他の機 関が行う研修を含む。）を修了 した保育士（<u>法第18条の29 に規定する地域限定保育士（以 下「地域限定保育士」という。） 及び児童福祉法等の一部を改正 する法律（令和7年法律第29 号）附則第15条第1項の規定 によりなおその効力を有するも のとされる同法附則第12条の 規定による改正前の国家戦略特 別区域法（平成25年法律第 107号）第12条の5第2項 に規定する国家戦略特別区域 限定保育士（以下「国家戦略特 別区域限定保育士」という。）</u> を含む。以下同じ。）又は保育士 と同等以上の知識及び経験を有 すると市長が認める者であって、 次の各号のいずれにも該当する 者とする。</p> <p>(1)・(2) （略） 3・4 （略） 第24条～第26条 （略） 第3章～第6章 （略） 附 則 1～8 （略）</p>

伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧
対照表（3／3）

現 行	改 正 案
<p>9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</p>	<p>9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者、<u>地域限定保育士又は国家戦略特別区域限定保育士</u>をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</p>

伊勢原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第9条 (略) (職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第11条～第22条 (略)</p>	<p>第1条～第9条 (略) (職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士(<u>法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)</u>の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第11条～第22条 (略)</p>

伊勢原市児童館条例の一部を改正する条例について

伊勢原市児童館条例（昭和39年伊勢原市条例第23号）の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月17日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

提案理由

伊勢原市公共施設等総合管理計画に基づき、地域コミュニティのための集会施設として、藤野児童館を地元自治会に譲与するため提案する。

伊勢原市児童館条例の一部を改正する条例

伊勢原市児童館条例（昭和39年伊勢原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表藤野児童館の項を削る。

別表藤野児童館の部を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢原市児童館条例新旧対照表

現 行	改 正 案																																																																																																																						
<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">藤野児童館</td> <td style="text-align: center;">伊勢原市日向1, 278番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>第3条～第19条 (略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 所の 名称</th> <th rowspan="2">面積</th> <th colspan="4">昼間</th> <th rowspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>日曜</th> <th>休日</th> <th>土曜午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>m²</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>藤野児童館</td> <td>166.0</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>620</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>159.0</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>000</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>870</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>会</td> <td>15</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>000</td> </tr> <tr> <td>議室</td> <td>3.0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>室</td> <td>250</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	名称	位置	(略)		藤野児童館	伊勢原市日向1, 278番地	(略)		施設 所の 名称	面積	昼間				夜間	平日	日曜	休日	土曜午後	(略)	m ²	円	円	円	円	円	(略)							藤野児童館	166.0	1,600	1,600	1,600	1,600	600	児童館	620	0	0	0	0	0	図書室	159.0	1,000	1,000	1,000	1,000	000	会議室	870	0	0	0	0	0	会	15	1,000	1,000	1,000	1,000	000	議室	3.0	0	0	0	0	0	室	250	0	0	0	0	0	(略)							<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>第3条～第19条 (略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設 所の 名称</th> <th rowspan="2">面積</th> <th colspan="4">昼間</th> <th rowspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>日曜</th> <th>休日</th> <th>土曜午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>m²</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	名称	位置	(略)		施設 所の 名称	面積	昼間				夜間	平日	日曜	休日	土曜午後	(略)	m ²	円	円	円	円	円	(略)						
名称	位置																																																																																																																						
(略)																																																																																																																							
藤野児童館	伊勢原市日向1, 278番地																																																																																																																						
(略)																																																																																																																							
施設 所の 名称	面積	昼間				夜間																																																																																																																	
		平日	日曜	休日	土曜午後																																																																																																																		
(略)	m ²	円	円	円	円	円																																																																																																																	
(略)																																																																																																																							
藤野児童館	166.0	1,600	1,600	1,600	1,600	600																																																																																																																	
児童館	620	0	0	0	0	0																																																																																																																	
図書室	159.0	1,000	1,000	1,000	1,000	000																																																																																																																	
会議室	870	0	0	0	0	0																																																																																																																	
会	15	1,000	1,000	1,000	1,000	000																																																																																																																	
議室	3.0	0	0	0	0	0																																																																																																																	
室	250	0	0	0	0	0																																																																																																																	
(略)																																																																																																																							
名称	位置																																																																																																																						
(略)																																																																																																																							
施設 所の 名称	面積	昼間				夜間																																																																																																																	
		平日	日曜	休日	土曜午後																																																																																																																		
(略)	m ²	円	円	円	円	円																																																																																																																	
(略)																																																																																																																							

伊勢原市火災予防条例の一部を改正する条例について

伊勢原市火災予防条例（昭和48年伊勢原市条例第28号）の一部を別紙のよ
うに改正する。

令和8年2月17日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備を追加するほか、所要の改正を行うため提案する。

伊勢原市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢原市火災予防条例（昭和48年伊勢原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号か

ら第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

伊勢原市火災予防条例新旧対照表（1 / 4）

現 行	改 正 案
<p>目次 （略）</p> <p>第1章・第2章 （略）</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>第3条～第7条 （略）</p>	<p>目次 （略）</p> <p>第1章・第2章 （略）</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>第3条～第7条 （略） <u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにそ</u></p>

伊勢原市火災予防条例新旧対照表（2 / 4）

現 行	改 正 案
<p><u>（サウナ設備）</u> <u>第7条の2</u> <u>サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) （略） (2) <u>サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</u></p> <p>第8条～第17条の3 （略） 第2節～第4節 （略）</p>	<p><u>の熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>（一般サウナ設備）</u> <u>第7条の3</u> <u>一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) （略） (2) <u>一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</u></p> <p>第8条～第17条の3 （略） 第2節～第4節 （略）</p>

伊勢原市火災予防条例新旧対照表（3 / 4）

現 行	改 正 案
<p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等</p> <p>第29条の2～第29条の6 (略) (住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略) 第3章の3～第5章の2 (略) 第6章 雑則</p> <p>第43条 (略) (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(8)～(15) (略)</p> <p>第45条～第48条 (略)</p>	<p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等</p> <p>第29条の2～第29条の6 (略) (住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略) 第3章の3～第5章の2 (略) 第6章 雑則</p> <p>第43条 (略) (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(6)の2 <u>簡易サウナ設備</u> (個人が設けるものを除く。)</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(8)～(15) (略)</p> <p>第45条～第48条 (略)</p>

伊勢原市火災予防条例新旧対照表 (4 / 4)

現 行	改 正 案
<p>第7章 (略) 別表第1～別表第8 (略)</p>	<p>第7章 (略) 別表第1～別表第8 (略)</p>

不動産（建物）の譲与について

藤野児童館の建物を藤野自治会へ譲与する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

提案理由

昭和 53 年に市が建築した藤野児童館の建物について、藤野自治会より譲与の申請があったことから、地域の自治発展の拠点となる集会所施設の適切な財産管理を推進することを目的とし、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により提案する。

1 譲与する建物

種 類	所 在	構 造	床面積
集会所・会議室	伊勢原市日向 1 2 7 8 番 1	木造	165.62 m ²

2 譲与する相手方

相 手 方 藤野自治会

所 在 地 伊勢原市日向 1 2 7 8 番地の 1

代 表 者 会長 杉山 定雄

位置図



詳細図



不動産（建物）の譲与について

旧ふれあいの森日向キャンプ場の建物を株式会社三井住友銀行へ譲与する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

伊勢原市長 萩原 鉄也

提案理由

昭和 59 年から 61 年までに市が建築した旧ふれあいの森日向キャンプ場の建築物について、土地所有者である株式会社三井住友銀行より譲与の申請があったことから、令和 6 年に市と同行との間で締結した日向地区の活用に係る基本協定に基づき、日向地区の豊かな自然環境や観光資源を生かした地域活性化、森林の持つ多面的機能の増進及び普及啓発を推進することを目的とし、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により提案する。

1 譲与する建物

種 類	所 在	構 造	床面積
管理棟	伊勢原市日向2194番9	木造	85.93 m ²
便所	伊勢原市日向2194番9	木造	20.38 m ²
炊事場	伊勢原市日向2194番9	鉄骨造	16.47 m ²
バンガロー A-1	伊勢原市日向2194番9	木造	13.01 m ²
バンガロー A-2	伊勢原市日向2194番9	木造	13.01 m ²
バンガロー A-3	伊勢原市日向2194番9	木造	13.01 m ²
バンガロー B	伊勢原市日向2194番9	木造	16.53 m ²
バンガロー C-1	伊勢原市日向2194番9	木造	16.94 m ²
バンガロー C-2	伊勢原市日向2194番9	木造	16.94 m ²
バンガロー C-3	伊勢原市日向2194番9	木造	16.94 m ²
バンガロー D-1	伊勢原市日向2194番9	木造	16.53 m ²
バンガロー D-2	伊勢原市日向2194番9	木造	16.53 m ²
バンガロー D-3	伊勢原市日向2194番9	木造	16.53 m ²
バンガロー E	伊勢原市日向2194番9	木造	33.05 m ²
バンガロー F-1	伊勢原市日向2194番9	木造	16.52 m ²
バンガロー F-2	伊勢原市日向2194番9	木造	16.52 m ²

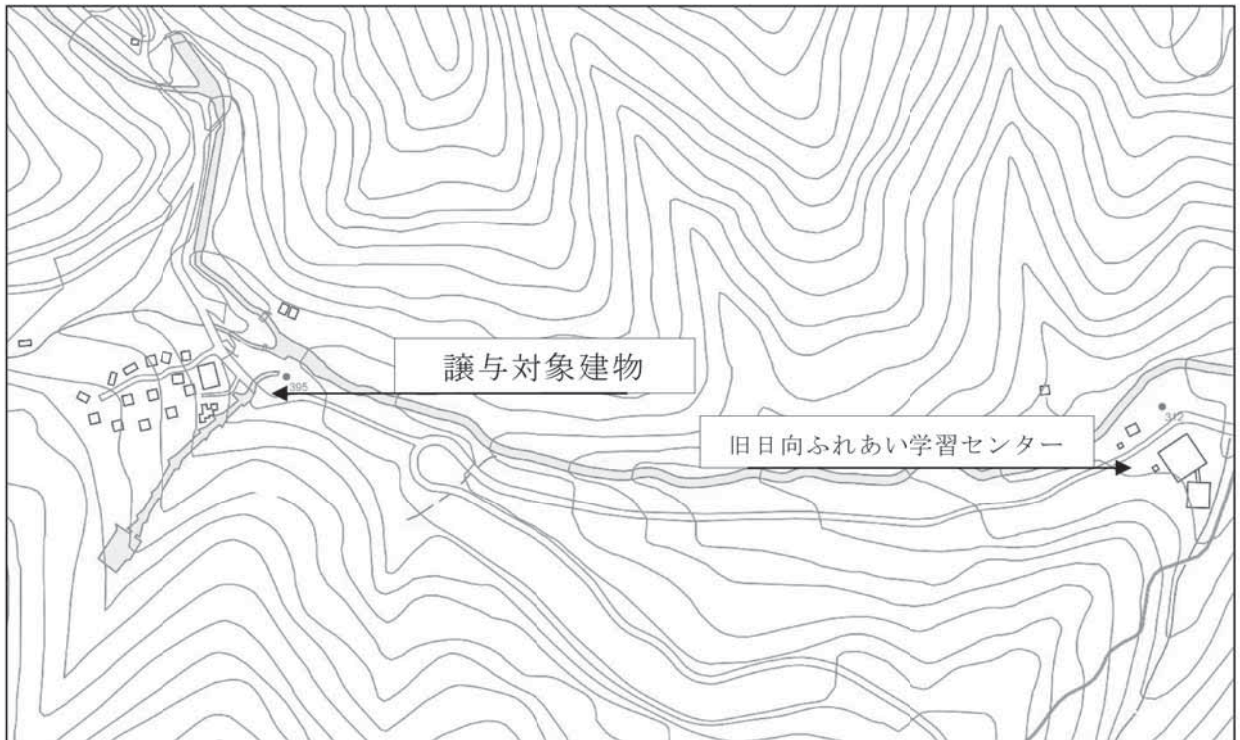
2 譲与する相手方

相 手 方 株式会社三井住友銀行

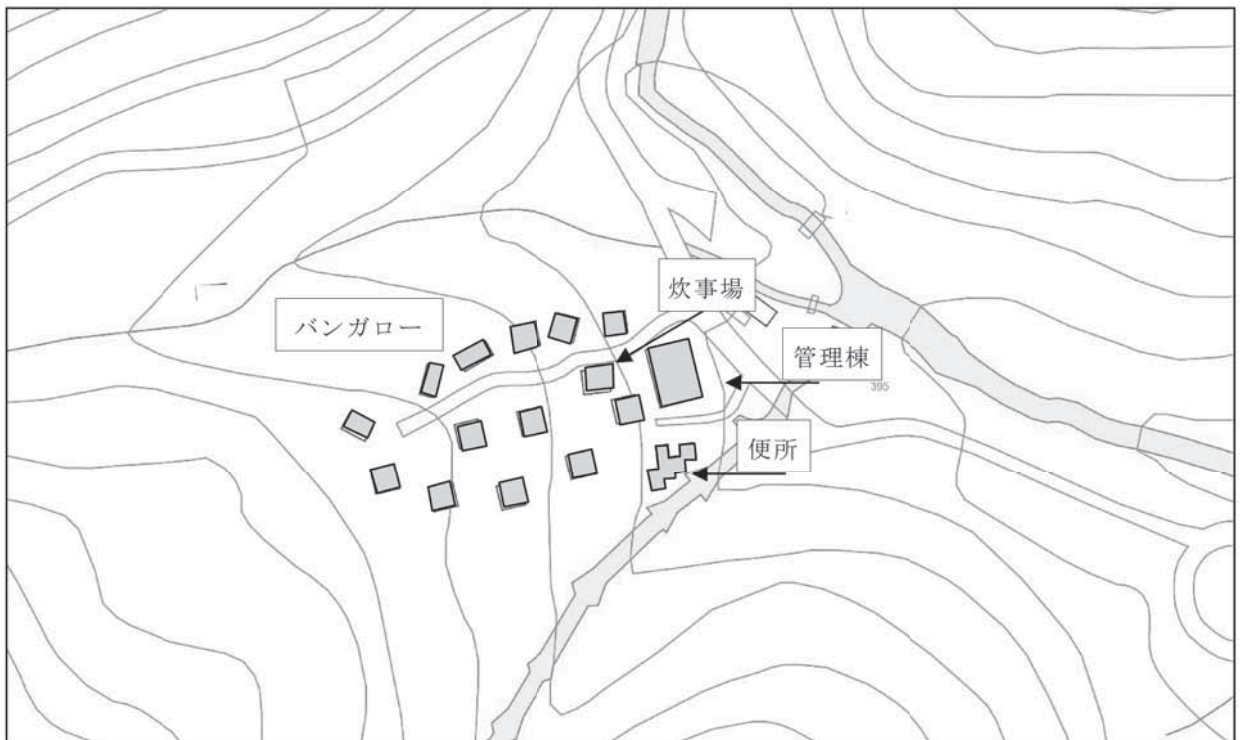
所 在 地 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

代 表 者 管理部長 中村 幸則

位置図



詳細図



市道の廃止について

市道の路線を別紙のように廃止する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

提案理由

市道を廃止したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により提案する。

市 道 廃 止 調 書

市道廃止調書集計表

級、地区別		路 線 名	路線数	延 長	備 考
一 級 市 道				m	
二 級 市 道		88 号線	1	1,983.9	
一 般 市 道	伊 勢 原				
	比 々 多				
	大山・高部屋	626 号線、656 号線、 662 号線、686 号線	4	2,588.5	
	成 瀬	810 号線、814-1 号線、 938 号線	3	1,545.3	
	大 田				
計			8	6,117.7	

二級市道

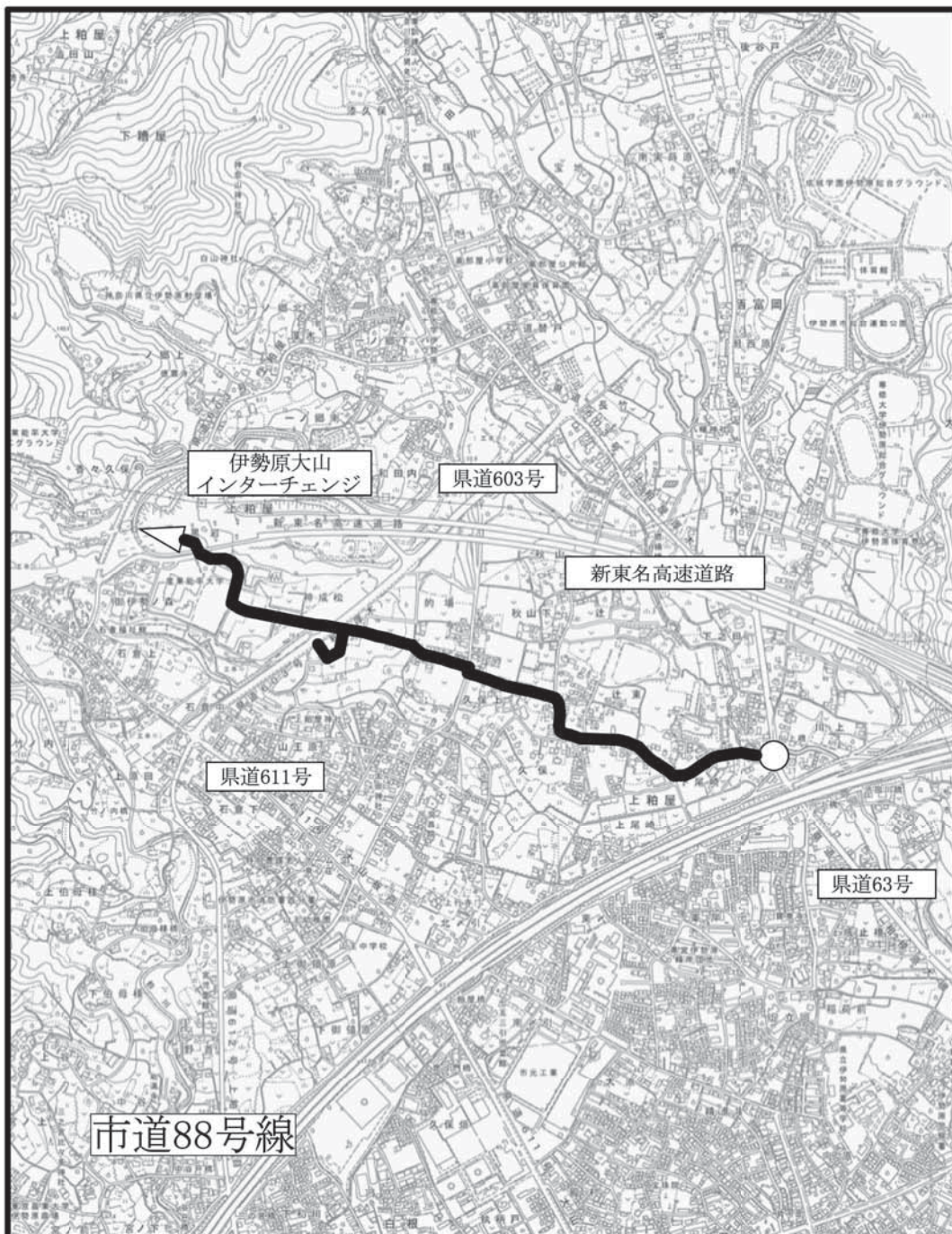
路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員	備 考
88 号線	西富岡字下ノ田2番地先	上粕屋字黒岩 2758 番 21 地先	1,983.9 m	2.2~13.6 m	伊勢原大山インター土地区画整理事業等に伴う終点の変更
計			1,983.9		

一般市道

路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員	備 考
626 号線	上粕屋字秋山3063番1地先	上粕屋字久保上1063番イ地先	917.5 m	1.9~6.0 m	伊勢原大山インター土地区画整理事業等に伴う終点の変更
656 号線	上粕屋字山王原1344番1地先	上粕屋字立原1404番地先	548.2	2.6~14.6	〃
662 号線	上粕屋字黒岩2747番1地先	上粕屋字的場2845番地先	711.2	2.2~6.0	伊勢原大山インター土地区画整理事業等に伴う路線廃止

686 号線	上粕屋字御伊勢森 1575 番2地先	上粕屋字立原1427 番3地先	411.6	4.2~7.0	伊勢原大山インター土地区画整理事業等に伴う起終点の変更
810 号線	見附島字七反町176 番地先	東成瀬35 番8 地先	1,135.5	2.5~16.0	新東名高速道路建設に伴う終点の変更
814-1 号線	下糟屋字下町並 2397 番11地先	下糟屋字棚田 1702 番地先	140.3	3.4~7.0	〃
938 号線	下糟屋字蔵ノ下1793 番1 地先	下糟屋字下町並 2381 番地先	269.5	2.8~4.8	新東名高速道路建設に伴う起点の変更
計			4,133.8		

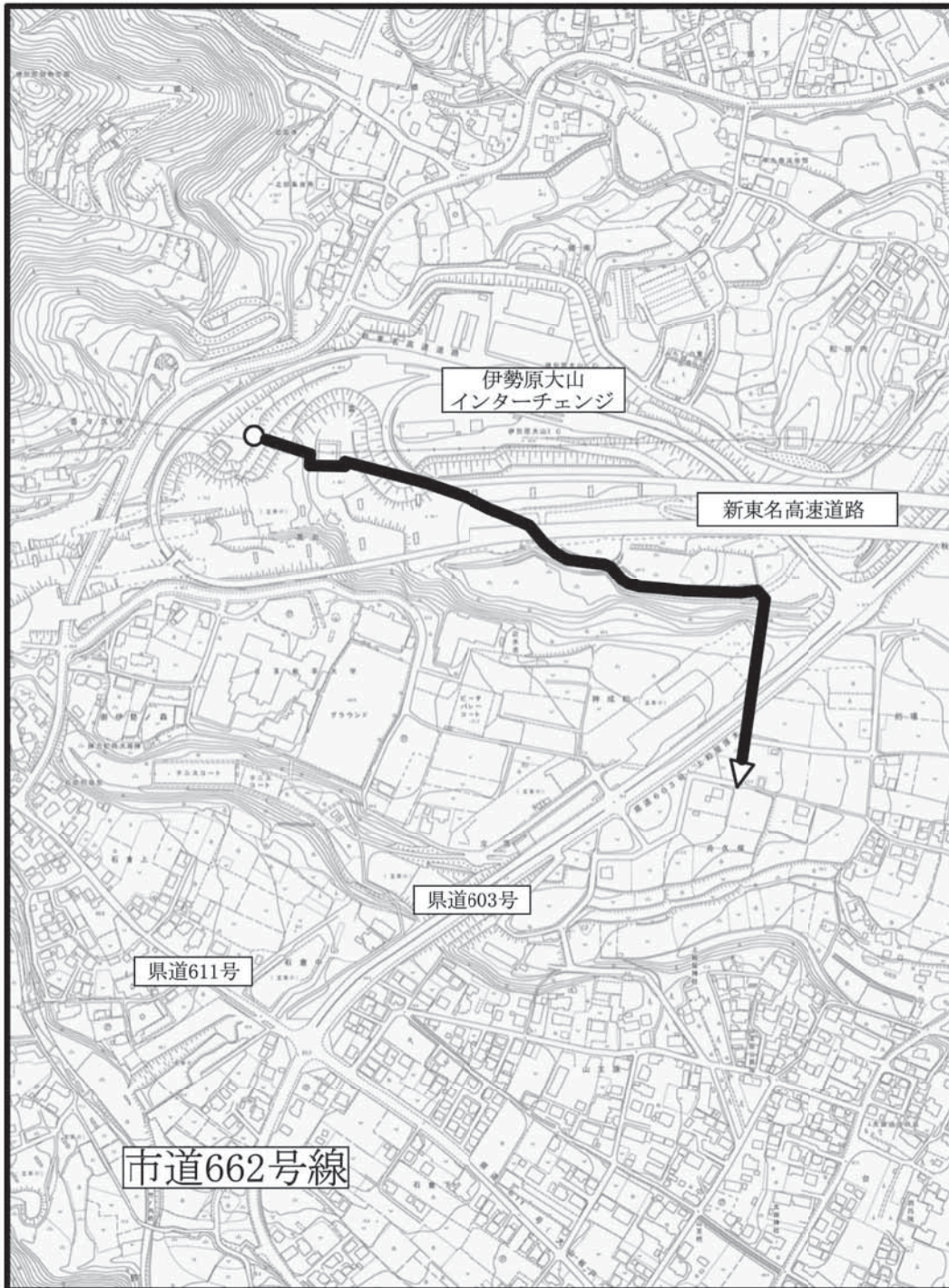
市道廃止図



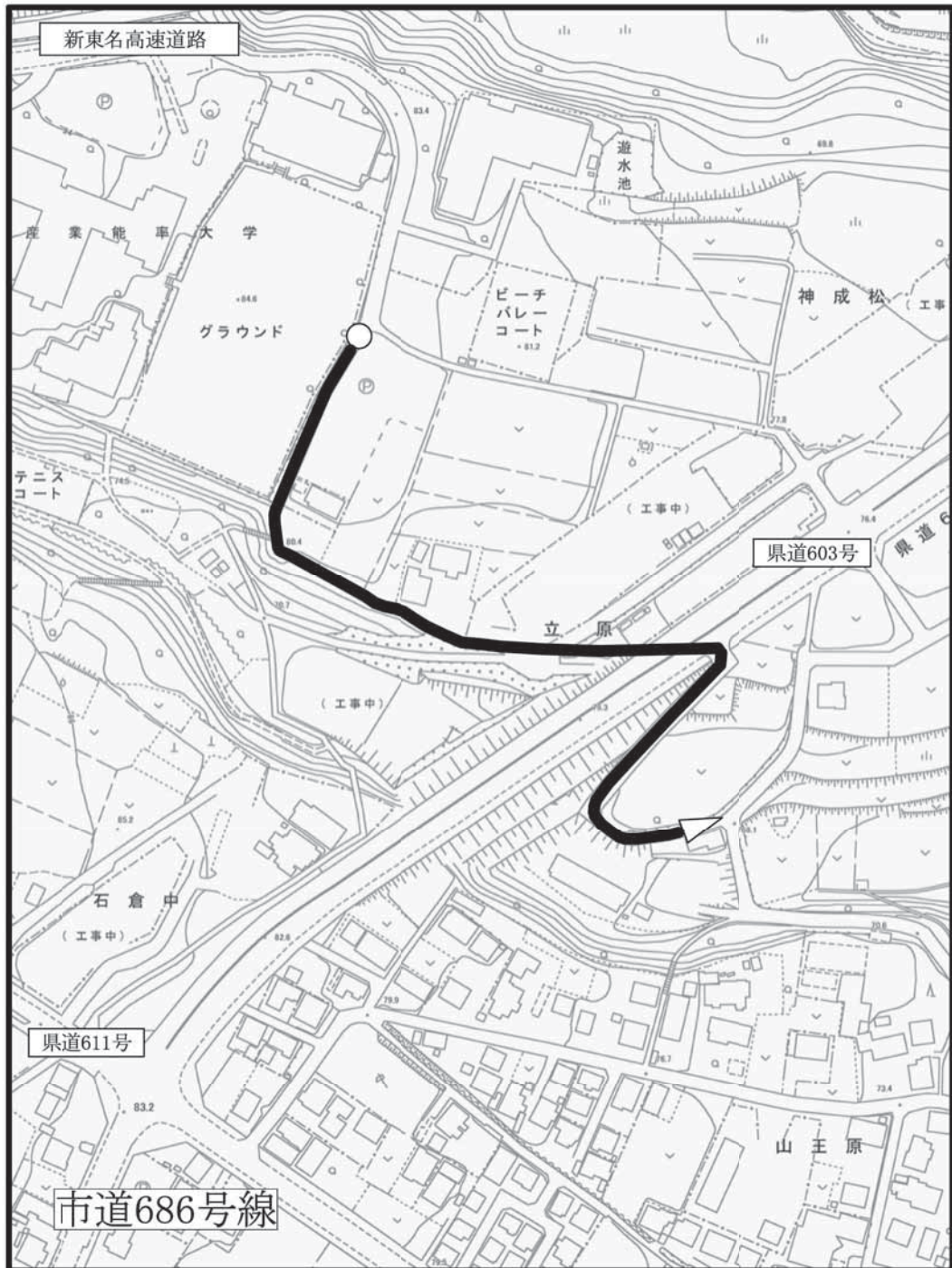
市道廃止図



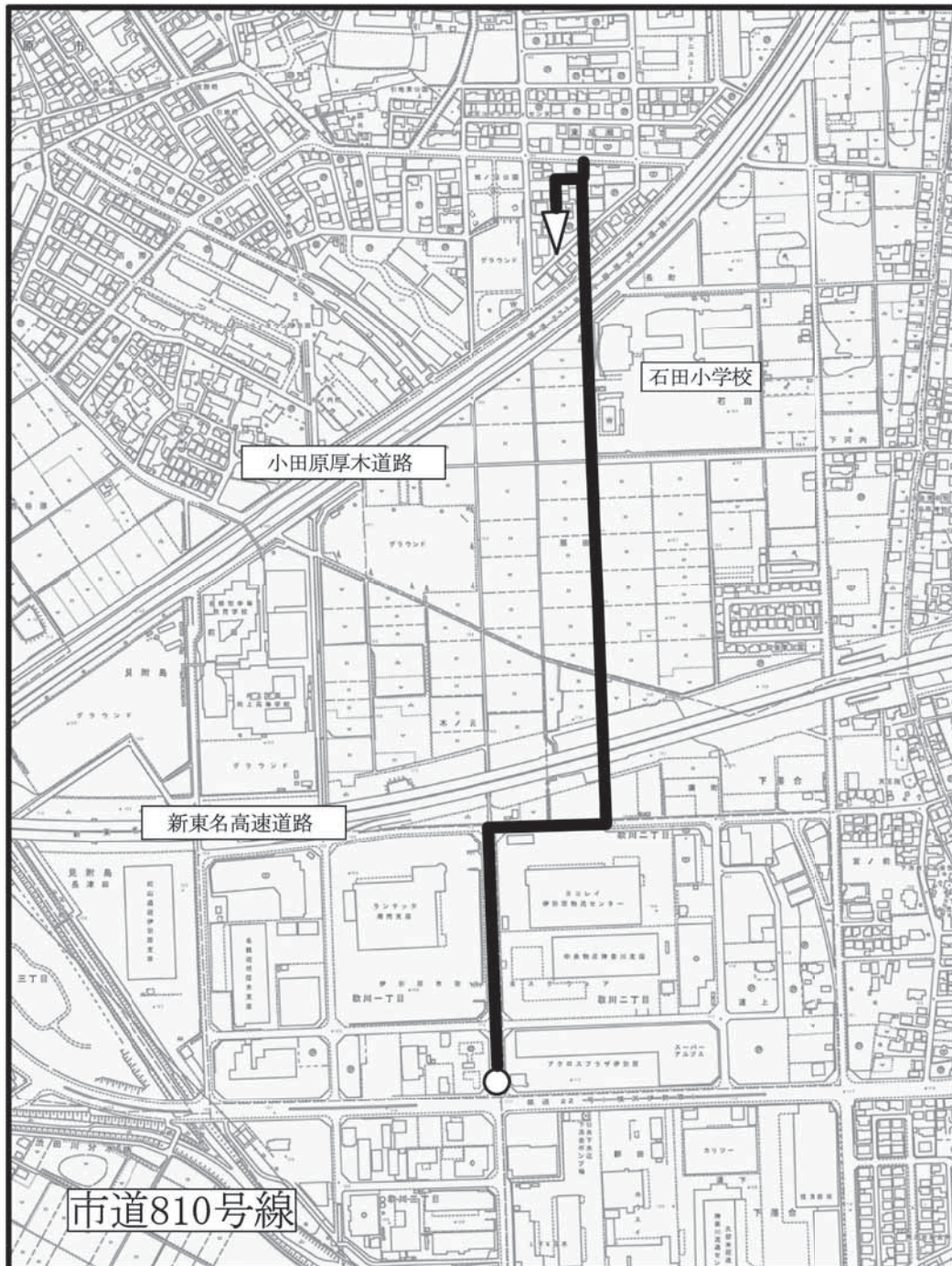
市道廃止図



市道廃止図



市道廃止図



市道廃止図



市道の認定について

市道の路線を別紙のように認定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

伊勢原市長 萩原鉄也

提案理由

市道を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

市 道 認 定 調 書

市道認定調書集計表

級、地区別	路 線 名	路線数	延 長	備 考	
一 級 市 道			m		
二 級 市 道	88 号線	1	893.6		
一 般 市 道	伊 勢 原				
	比 々 多				
	大山・高部屋	626 号線、656 号線、 686 号線、2638 号線	4	1,005.0	
	成 瀬	810 号線、938 号線、 2782 号線、2783 号線、 2784 号線、2785 号線、 2786 号線、2787 号線、 2788 号線、2789 号線、 2790 号線、2791 号線、 2792 号線	13	3,949.0	
	大 田				
計		18	5,847.6		

二級市道

路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員	備 考
88 号線	西富岡字下ノ田2番1地先	上粕屋字久保上1048番1地先	m 893.6	m 4.3~7.2	伊勢原大山インター土地区画整理事業等に伴う終点の変更
計			893.6		

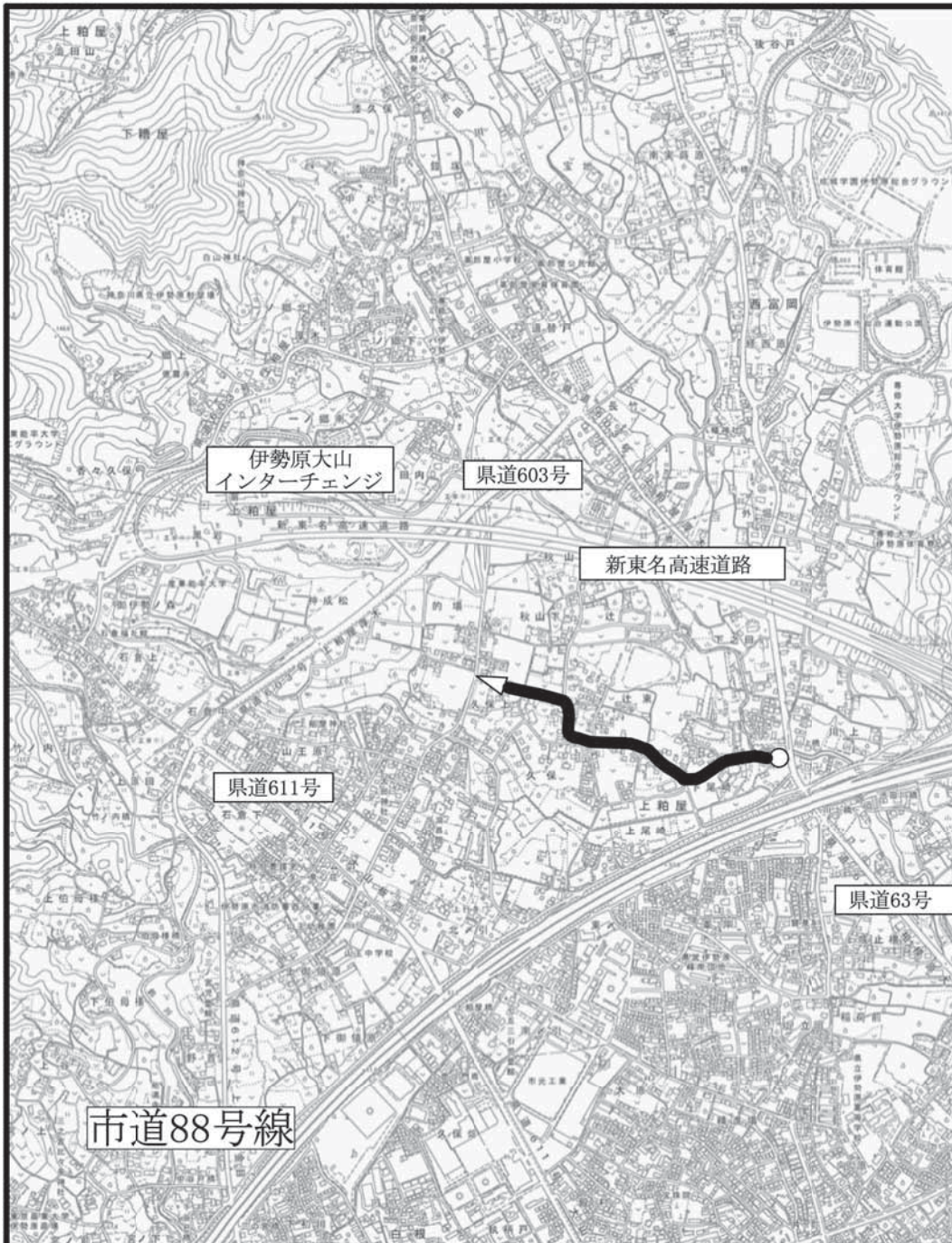
一般市道

路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員	備 考
626 号線	上粕屋字秋山3063番1地先	上粕屋字秋山下3097番3地先	m 526.4	m 1.3~6.0	伊勢原大山インター土地区画整理事業等に伴う終点の変更
656 号線	上粕屋字山王原1344番1地先	上粕屋字山王原1317番1地先	252.3	4.5~6.1	〃
686 号線	上粕屋字立原1423番1地先	上粕屋字立原1428番1地先	96.4	4.3~7.5	伊勢原大山インター土地区画整理事業等に伴う起終点の変更
2638 号線	上粕屋字的場2853番3地先	上粕屋字久保上1053番2地先	129.9	2.3~4.8	伊勢原大山インター土地区画整理事業に伴う市道整理による付番

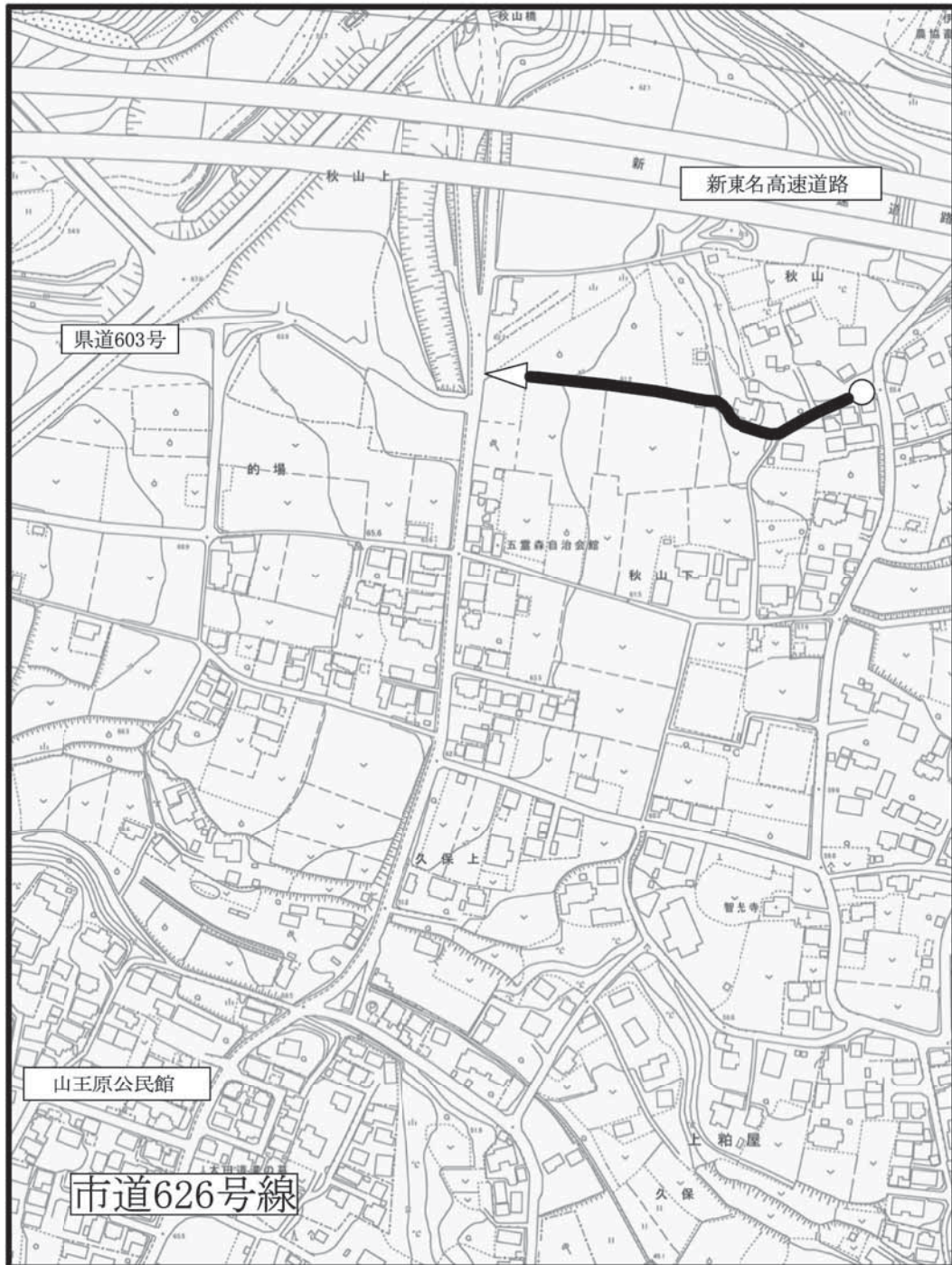
810 号線	歌川一丁目3番10地先	歌川一丁目2番1地先	249.7	16.0	新東名高速道路建設に伴う終点の変更
938 号線	下糟屋字蔵ノ下 1794 番地先	下糟屋字下町並 2381 番1地先	225.5	2.8~4.8	新東名高速道路建設に伴う起点の変更
2782 号線	下落合字廣町 136 番 1 先	東成瀬 37 番 13 地先	657.4	2.5~7.7	新東名高速道路建設に伴う市道整理による付番
2783 号線	下糟屋字下町並 2397 番 11 地先	下糟屋字棚田 1686 番 1 地先	79.3	3.4~7.0	〃
2784 号線	石田字下河内 1764 番 2 地先	石田字下河内 1756 番 3 地先	81.7	5.0~7.2	新東名高速道路建設に伴う新設道路
2785 号線	石田字扇田 1108 番 13 地先	下落合字廣町 136 番 2 地先	235.6	4.0~7.8	〃
2786 号線	下落合字宮ノ前 655 番 2 地先	下落合字宮ノ前 67 番地先	86.4	5.0~8.3	〃
2787 号線	下落合字廣町 77 番 6 地先	見附島字木ノ元 102 番 3 地先	335.4	4.0~8.5	〃

2788 号線	下糟屋東二丁目 1551 番 9 地先	下糟屋東二丁目 1555 番 4 地先	412.8	4.0~9.1	〃
2789 号線	下糟屋東二丁目 1556 番 5 地先	下糟屋字棚田 1679 番 5 地先	422.9	4.0~9.5	〃
2790 号線	下糟屋東二丁目 1551 番 8 地先	下糟屋字棚田 1698 番 1 地先	341.0	5.0~7.6	〃
2791 号線	下糟屋字棚田 1704 番 3 地先	下糟屋字蔵ノ下 1794 番 地先	593.7	4.0~5.6	〃
2792 号線	下糟屋 3003 番 7 地先	栗窪字四石田 222 番 1 地先	227.6	9.3	〃
計			4,954.0		

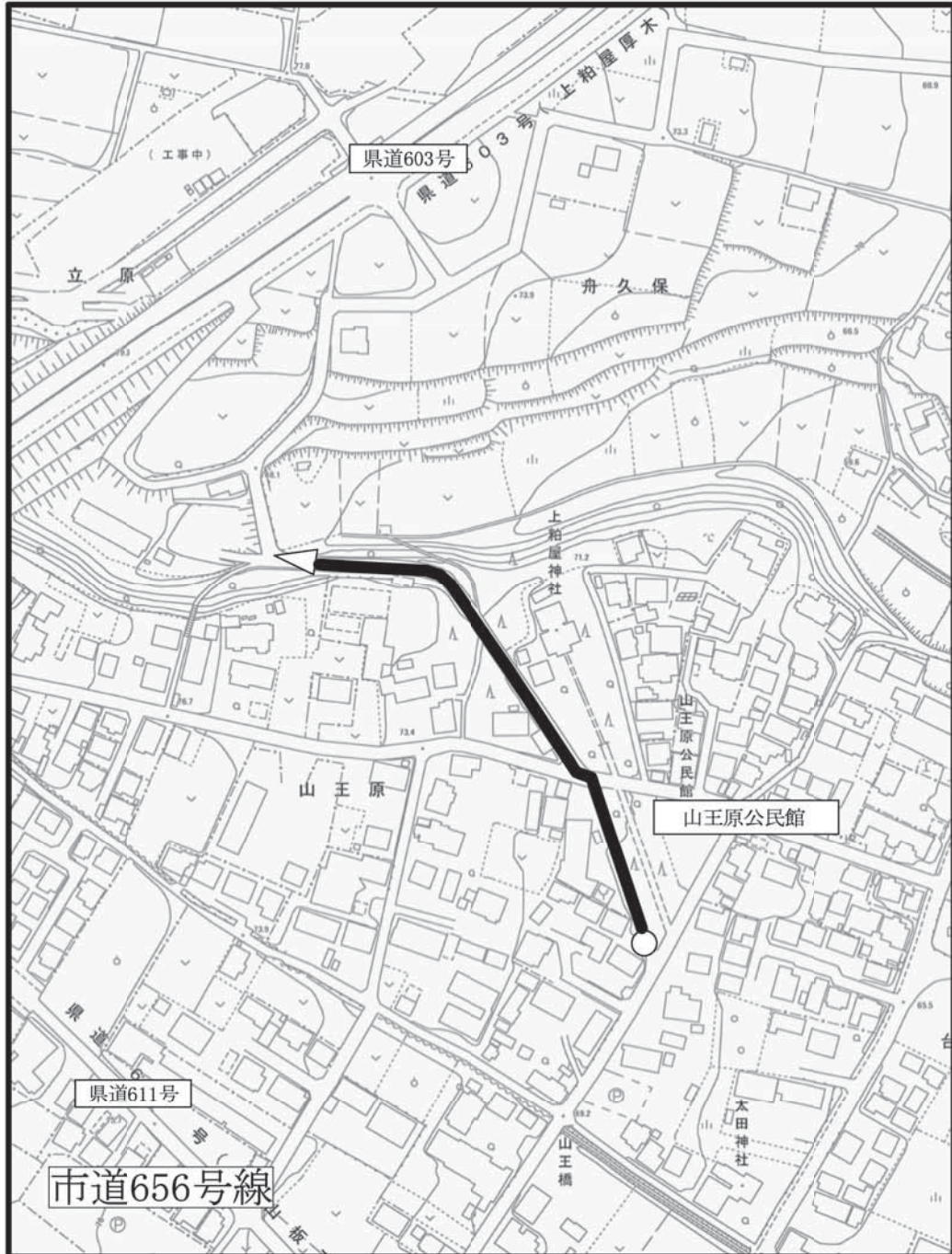
市道認定図



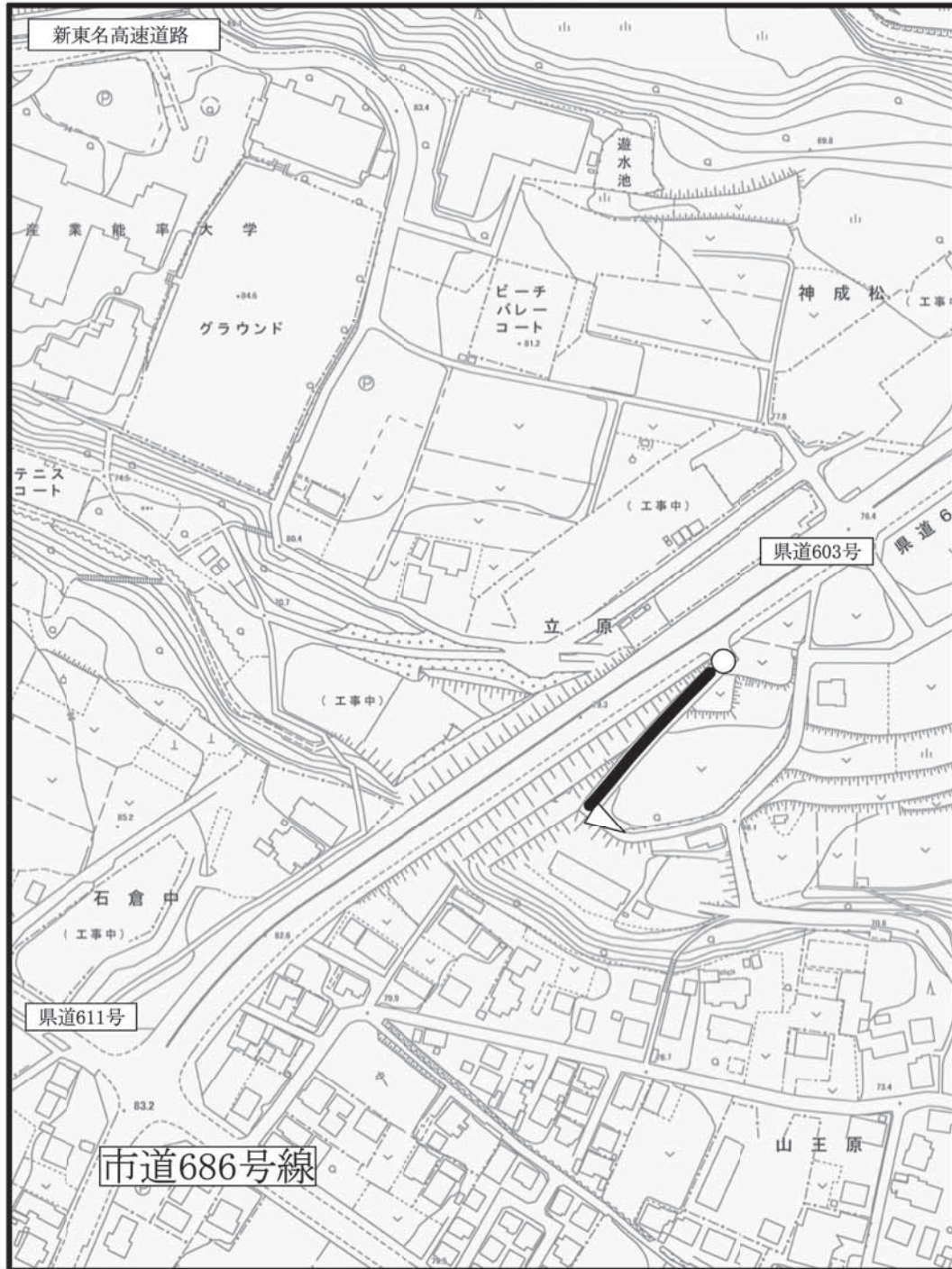
市道認定図



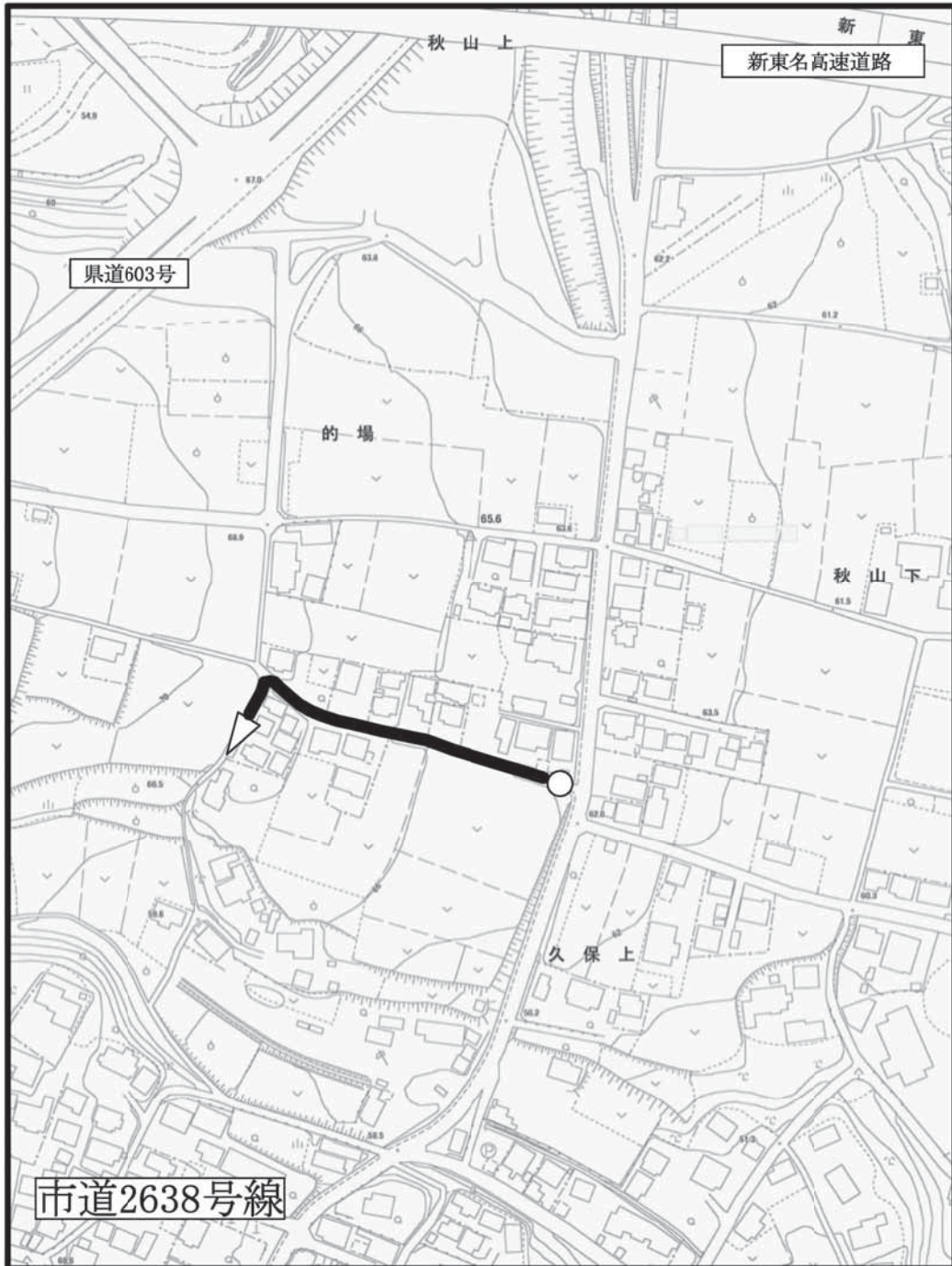
市道認定図



市道認定図



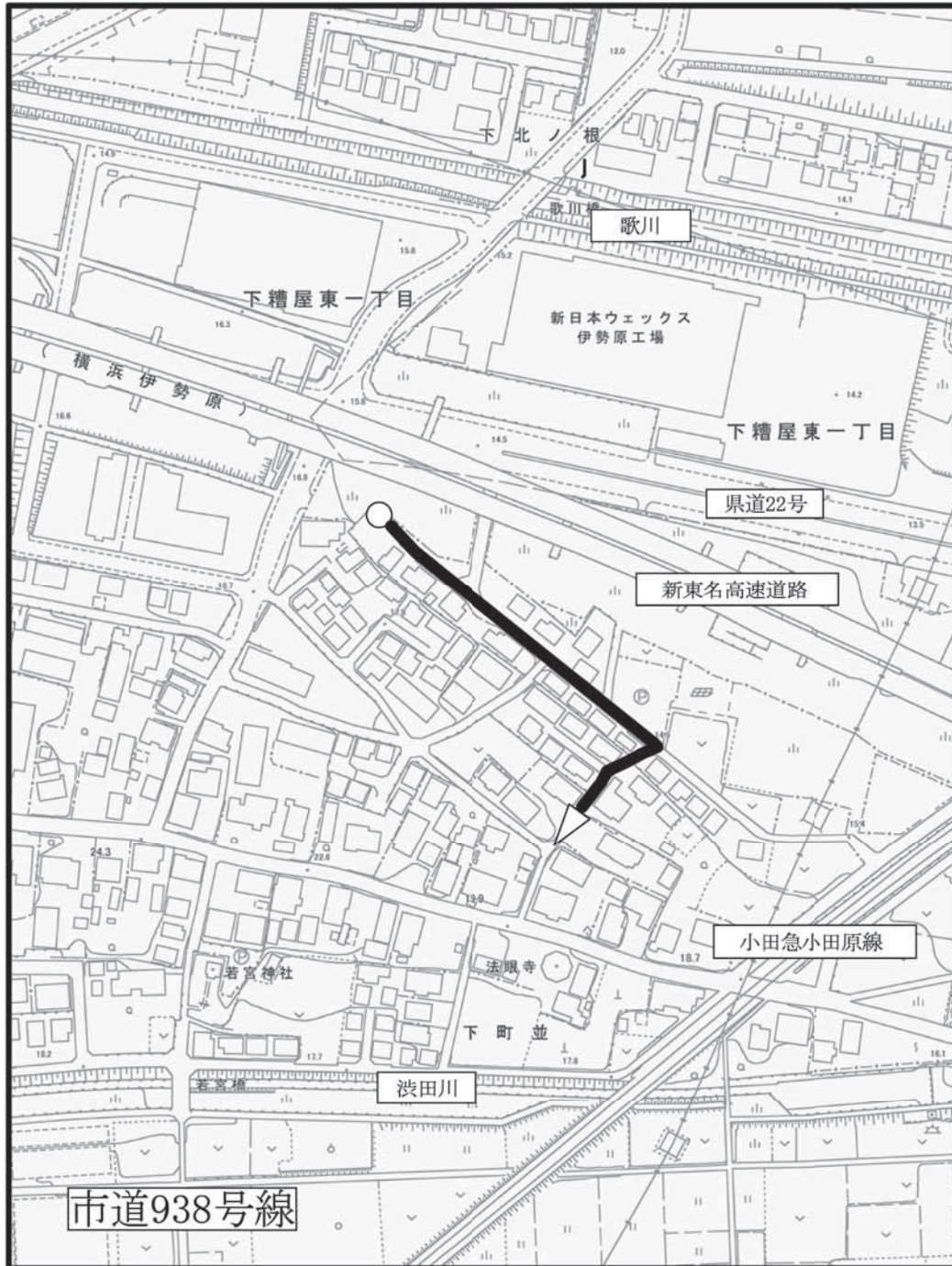
市道認定図



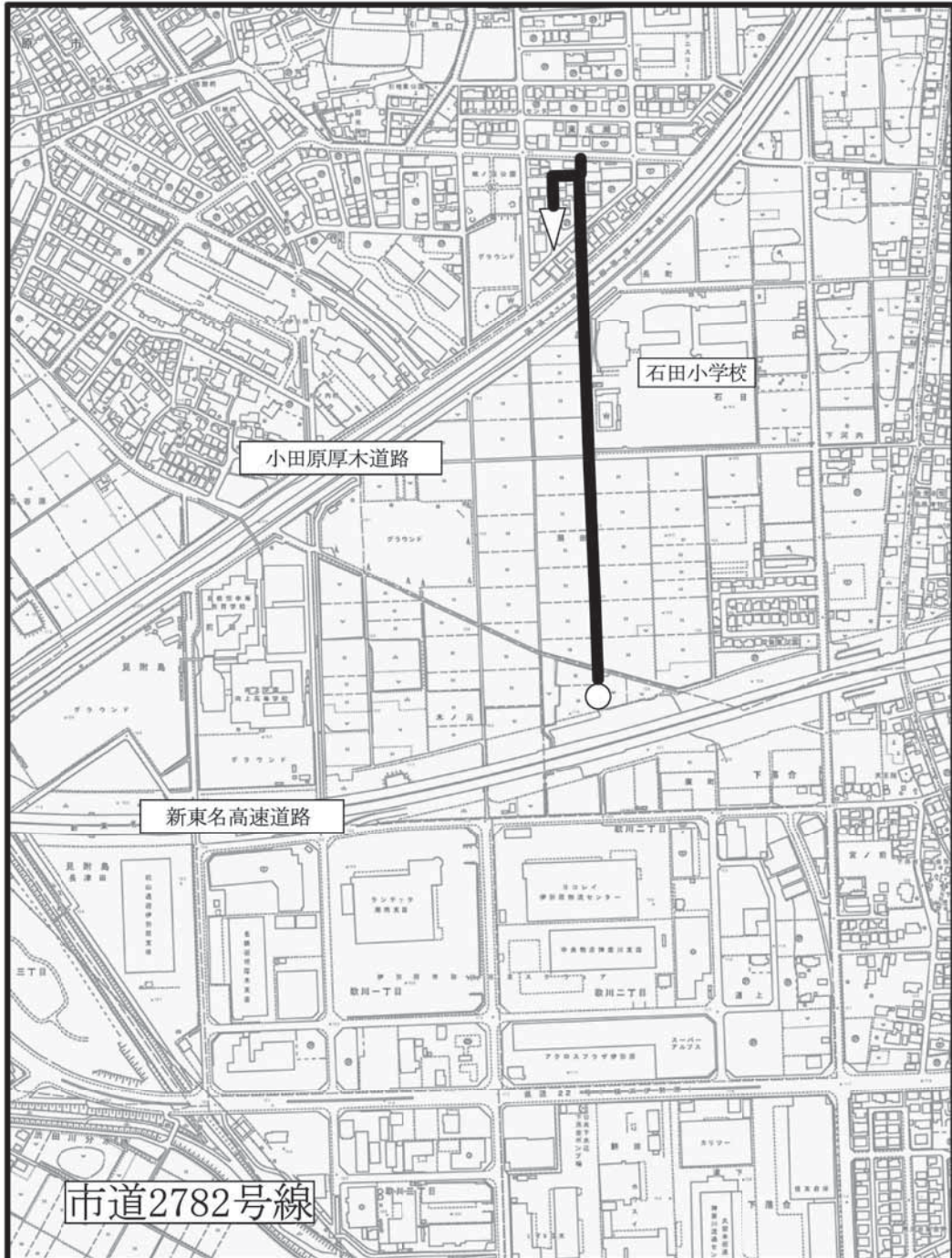
市道認定図



市道認定図



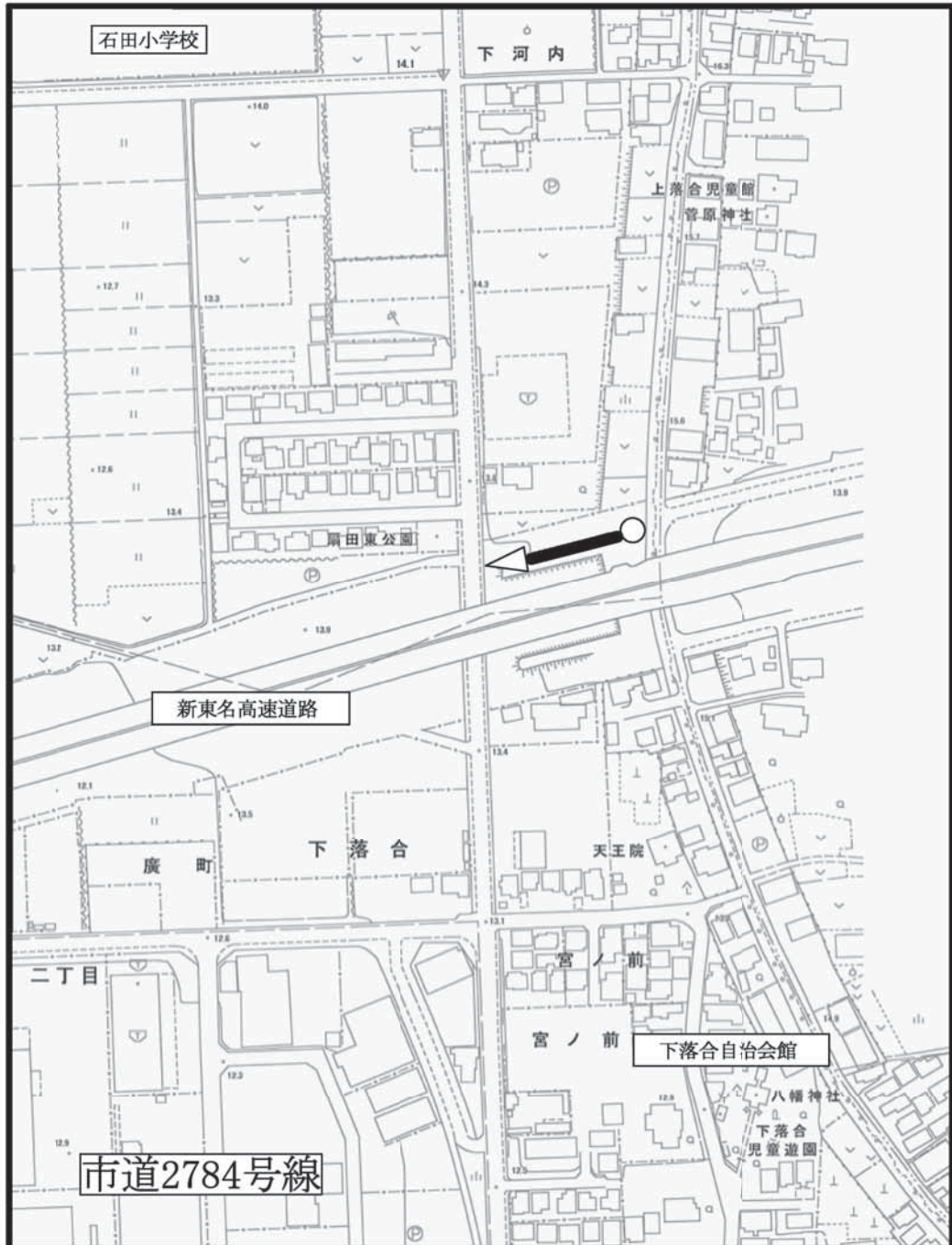
市道認定図



市道認定図



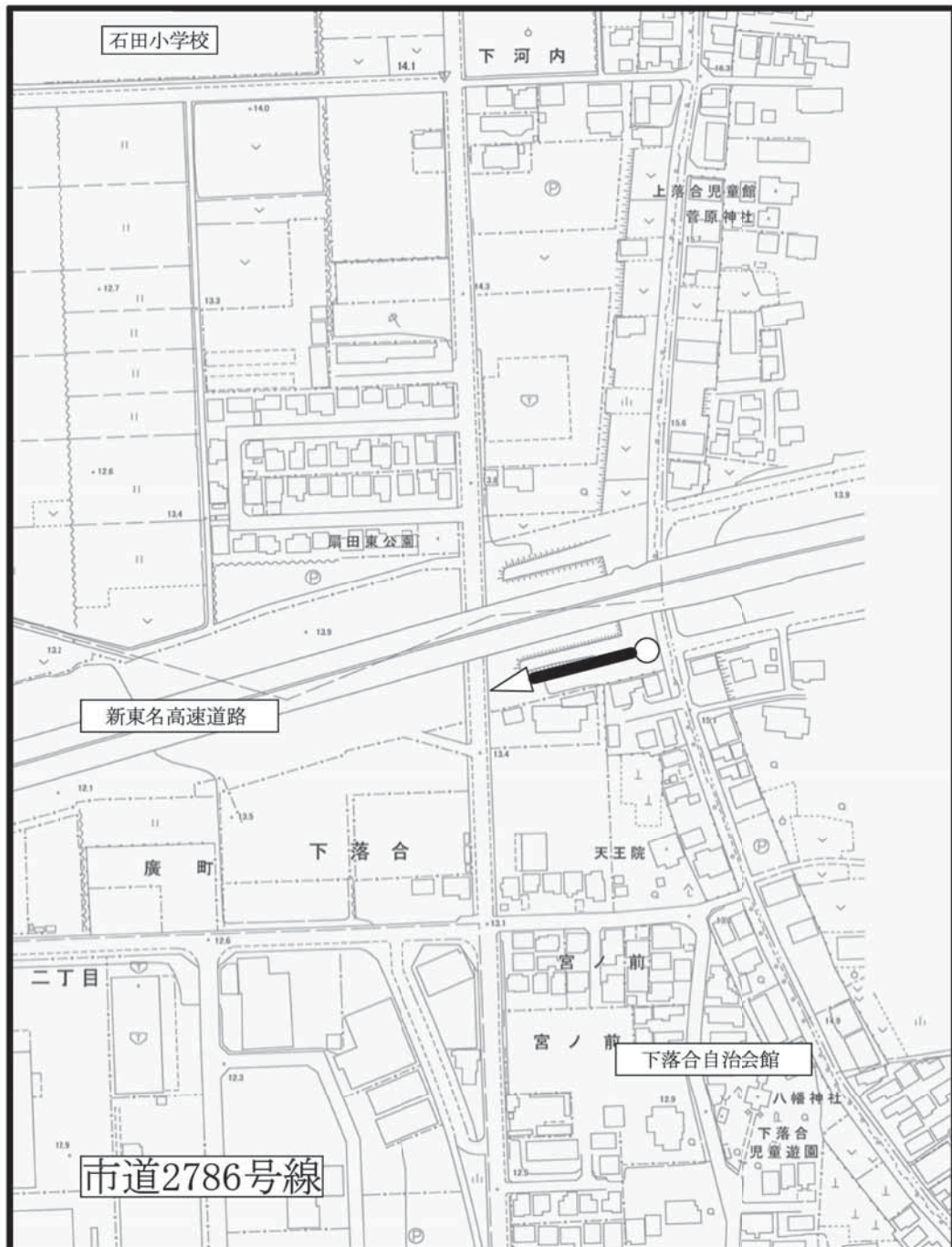
市道認定図



市道認定図



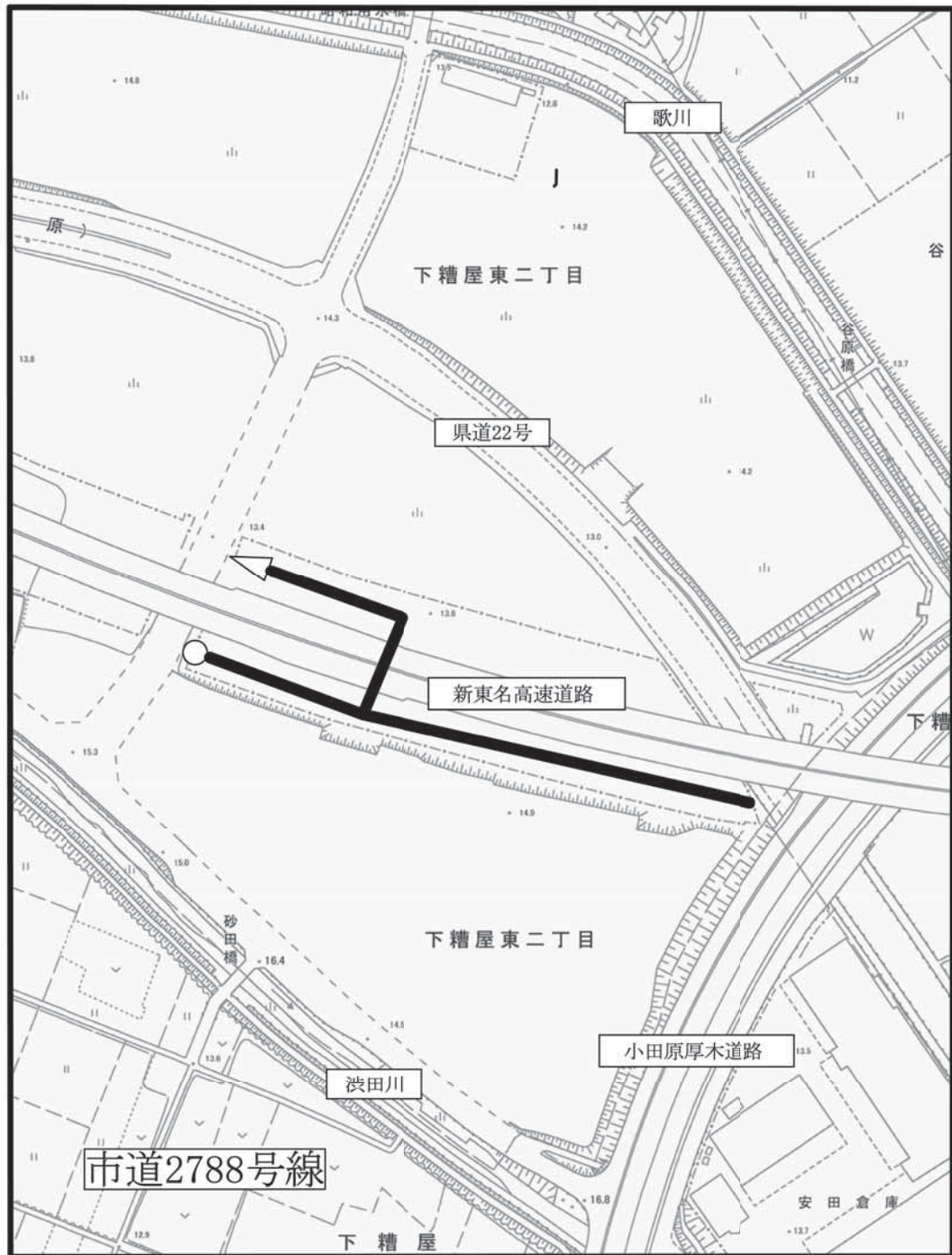
市道認定図



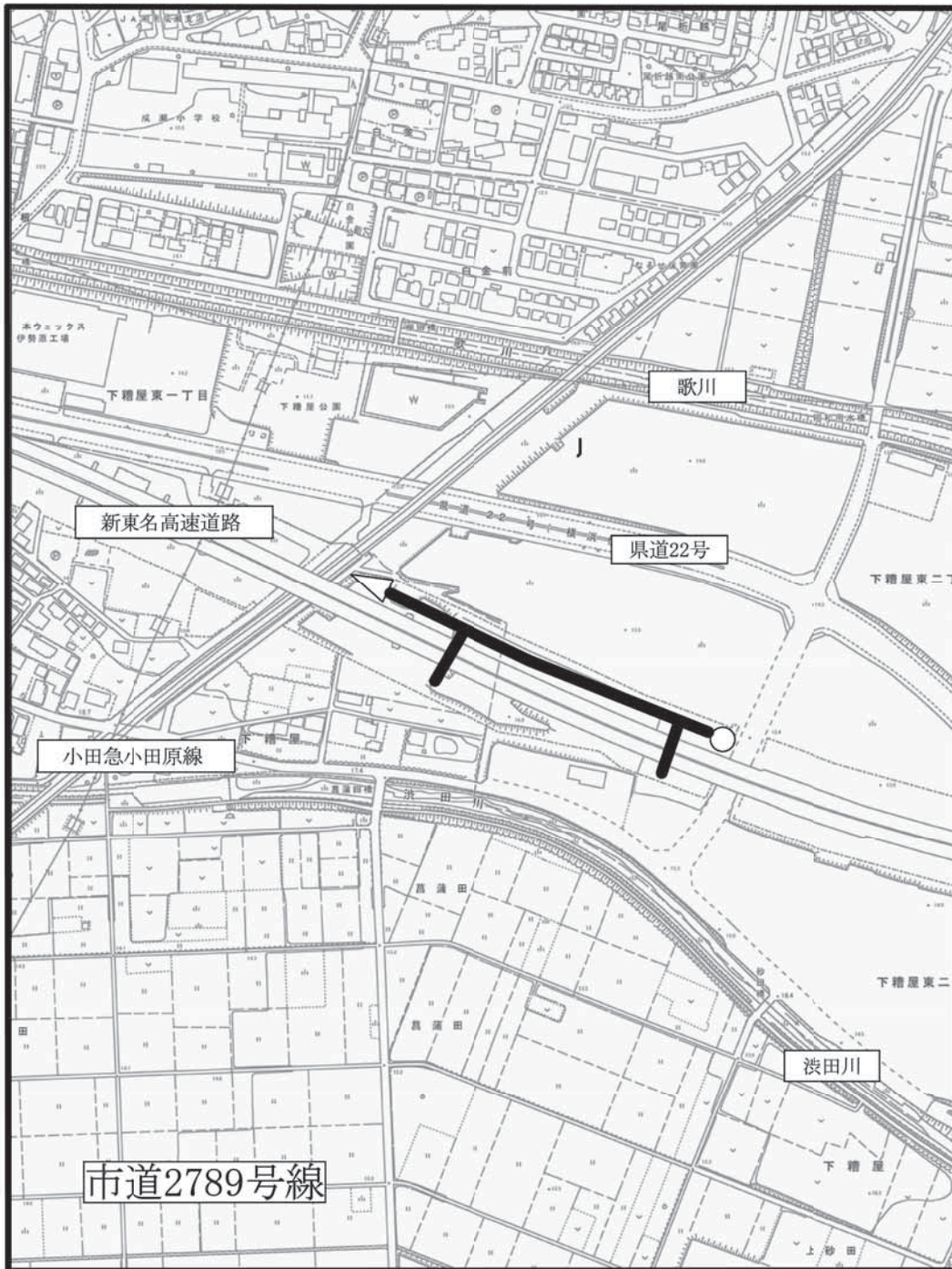
市道認定図



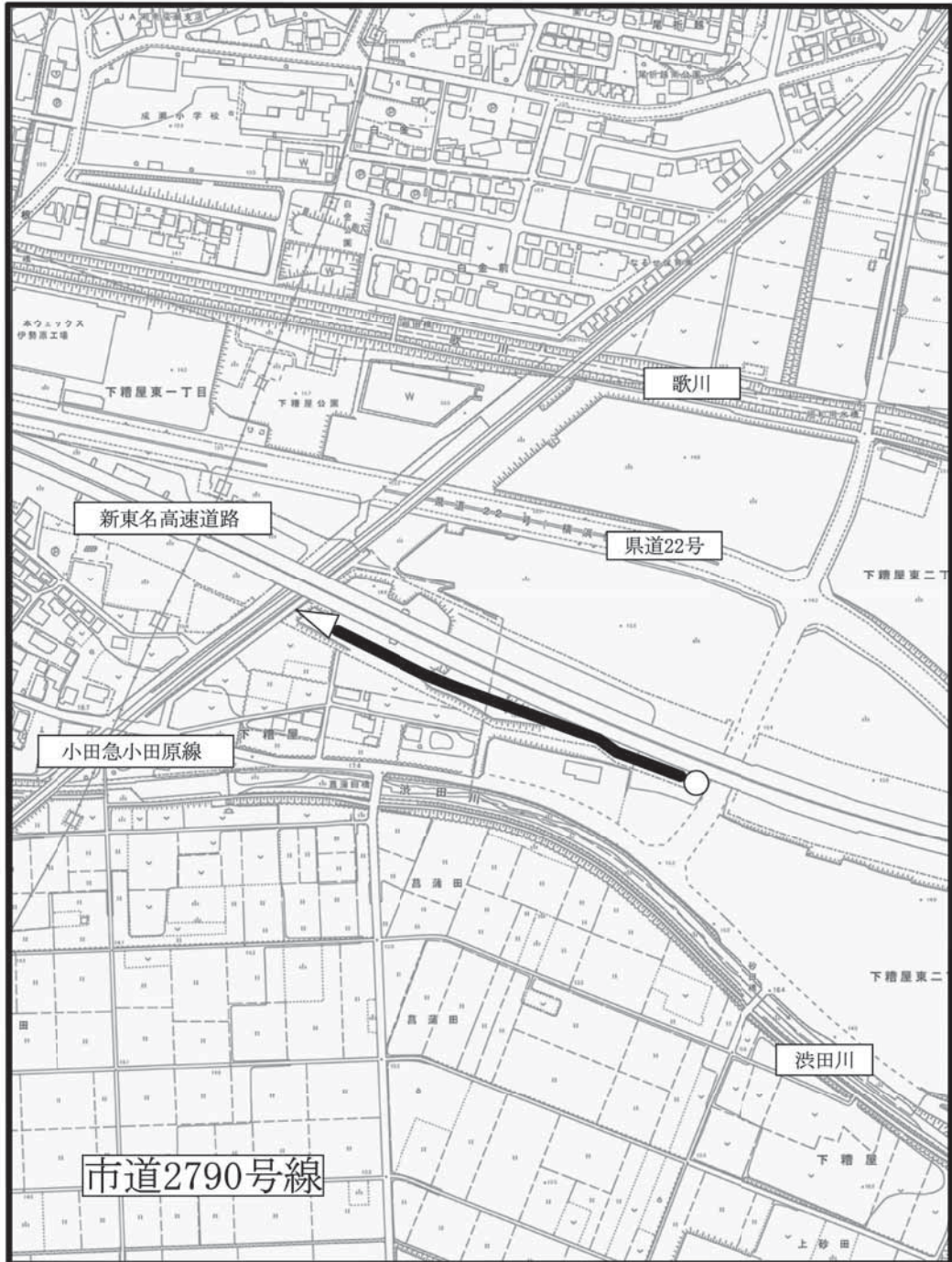
市道認定図



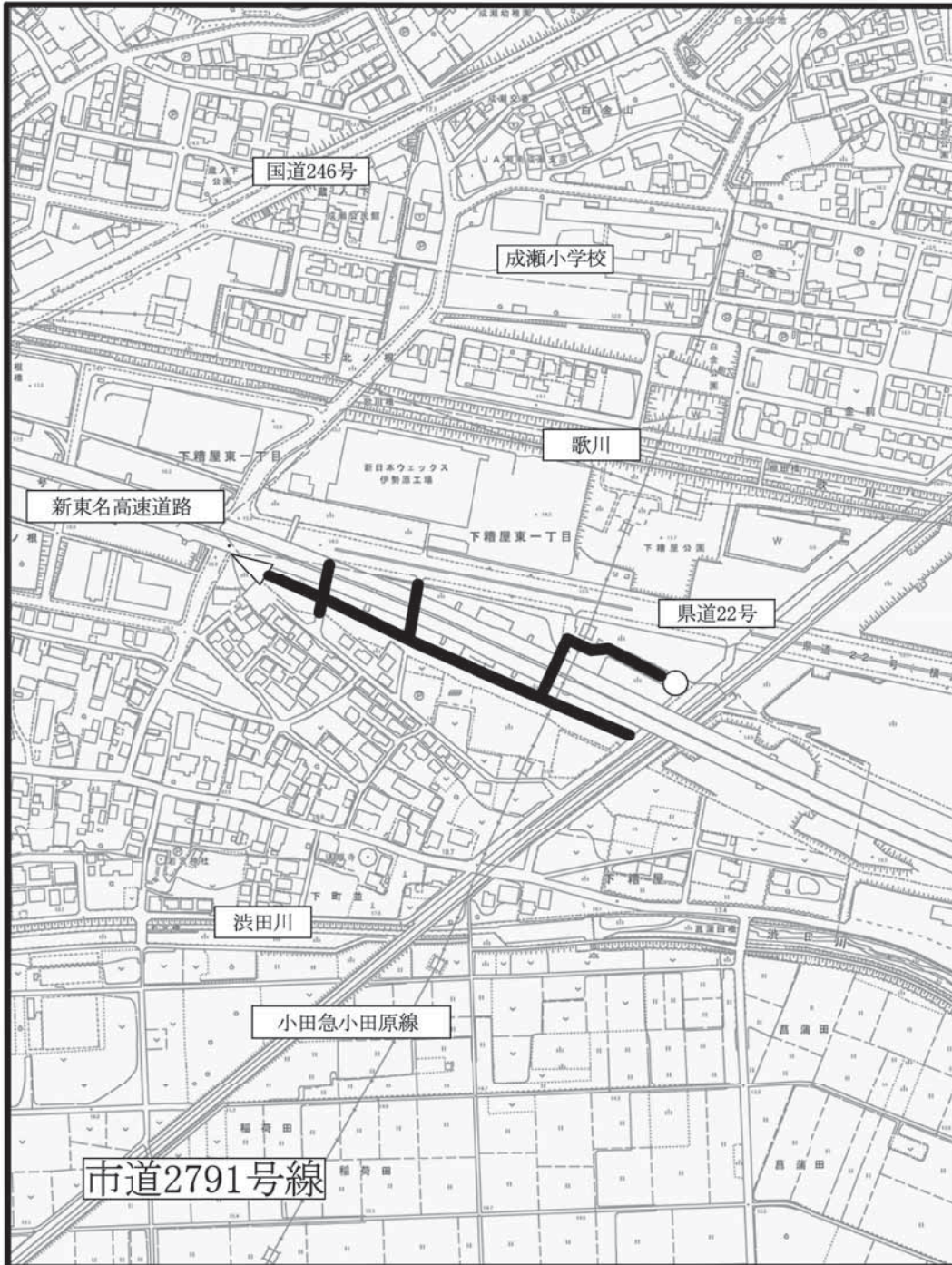
市道認定図



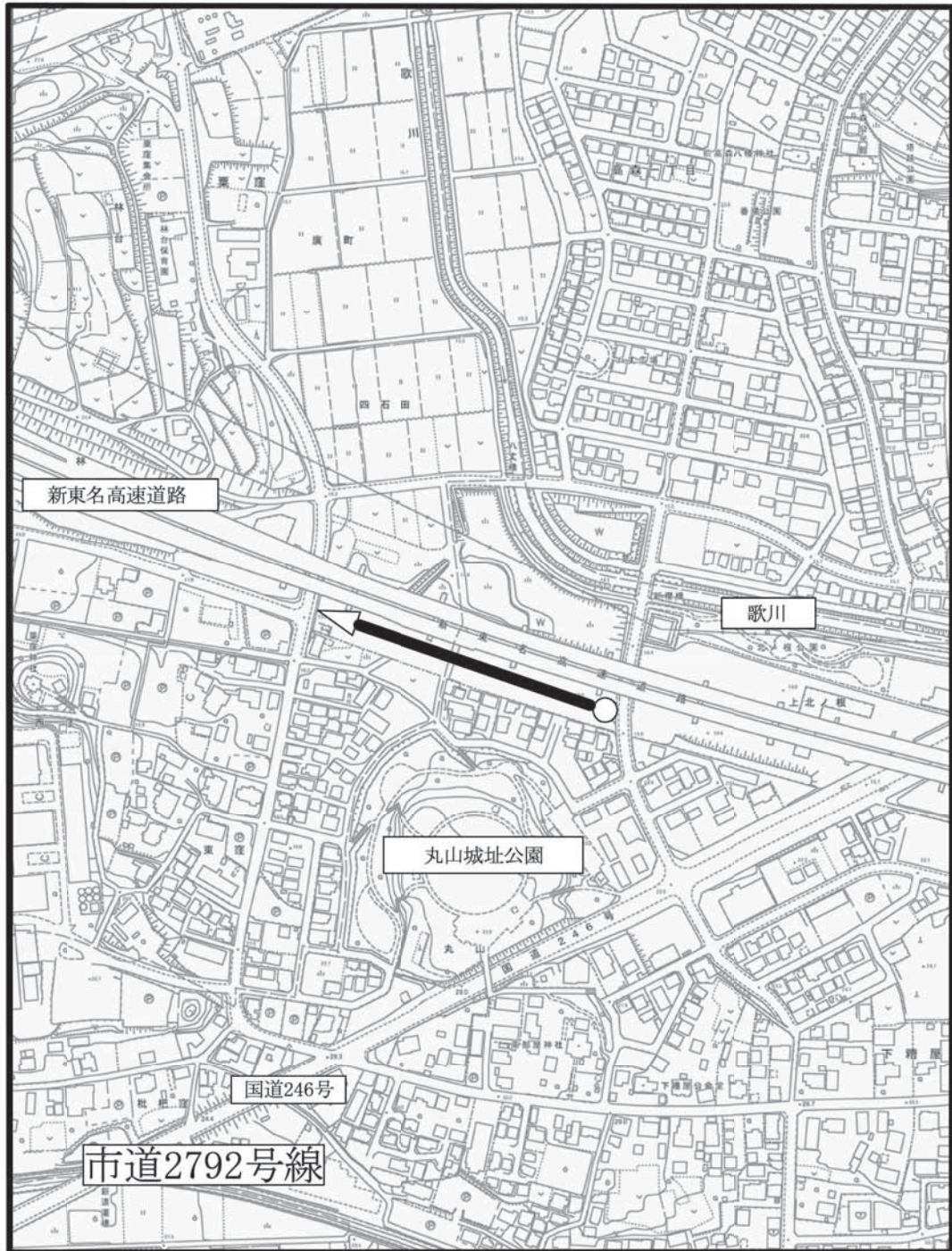
市道認定図



市道認定図



市道認定図



伊勢原市教育委員会教育長の任命について

次の者を伊勢原市教育委員会教育長に任命したいので、同意を求める。

住 所 伊勢原市高森二丁目（以下略）
氏 名 宮 村 進 一
生 年 昭和 37 年

令和 8 年 2 月 17 日提出

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

提案理由

教育長の任期満了（令和 8 年 3 月 31 日）に伴い、引き続き教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により提案する。